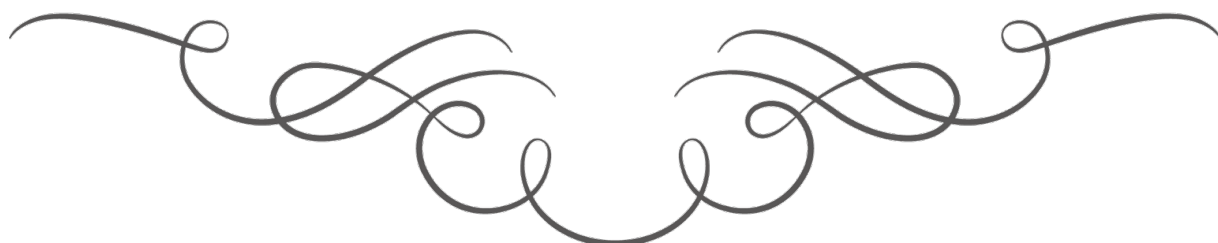


山添村第4次総合計画

• 2016～2025 •



**小さくても輝き
みなさんと共に「いい村」づくり**

**平成28年3月
奈良県山添村**

はじめに

私たちのふるさと・山添村は、平成28年9月に村制施行60周年を迎えます。

「平成の大合併」により、奈良県では、都祁村・月ヶ瀬村が奈良市と合併するなど、47あった市町村は39にまで減少しましたが、本村は平成15年8月の「合併についての意思を問う住民投票」を経て、自治・自立の道を歩んでいるところです。



しかし、全国的な少子高齢化と、都市部への人口集中による地方の人口減少の加速化が懸念される中、本村においても少子化と高齢化は急速に進んでおり、人口についても、昭和35年の約6,800人から、平成27年には3,676人（国勢調査速報値）にまで大きく減少しています。

このような現状を踏まえ、本村ではこの度、『小さくても輝き みなさんと共に「いい村」づくり』を基本理念とし、「災害に強い村づくり」「生活のしやすい村づくり」「教育・福祉と健康の村づくり」「農林商工の振興」「観光力アップ」の5つを村づくりの柱とする「山添村第4次総合計画」を策定いたしました。

これからの10年、本村はこの総合計画の下、美しい緑や清らかな水、おいしい空気といった豊かな自然の恵みと、先人たちが培い育んできた誇るべき歴史や文化を守り、「この村に生まれてよかった」「この村に住み続けたい」と誰もが思えるような魅力ある村づくりに取り組んで参りたいと存じます。

つきましては、本総合計画推進に対し、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後になりますが、本総合計画策定にあたり、調査にご協力をいただきました住民の皆様、審議会や各部会において、熱心にご審議いただきました委員の皆様をはじめ、関係各位に心よりお礼を申し上げます

平成28年3月

山添村長 窪田 政 倫

目 次

第1部 序論

第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の構成.....	3
4. 計画の期間.....	3
第2章 山添村の状況	4
1. 村の概要.....	4
2. 村の現状.....	6
第3章 住民意識調査の結果	11
1. 調査の実施概要.....	11
2. 調査結果からの抜粋.....	12

第2部 基本構想

第1章 将来像と基本理念	20
1. めざす将来像.....	20
2. 本計画の基本理念.....	20
3. 基本的視点.....	21
第2章 施策の大綱	23
1. 生活・安全.....	24
2. 教育・文化.....	25
3. 産業・雇用.....	26
4. 観光・交流.....	27
5. 健康・福祉.....	28
6. 協働・連携.....	29
7. 住民・行政.....	30

第3部 基本計画

第1章 生活・安全	32
1. 環境保全	32
2. 上下水道	35
3. 道路・交通	37
4. 環境衛生	39
5. 安全・安心	41
6. 情報・通信	44
第2章 教育・文化	46
1. 学校教育	46
2. 生涯学習	49
3. 生涯スポーツ	51
4. 歴史・文化	53
5. 人権	55
第3章 産業・雇用	57
1. 農林業	57
2. 商工業	61
3. 新規産業	63
4. 雇用・就労	65
第4章 観光・交流	67
1. 観光	67
2. 交流	70
第5章 健康・福祉	72
1. 保健	72
2. 医療	75
3. 福祉	77
第6章 協働・連携	89
1. 地域内連携	89
2. 広域連携	91
第7章 住民・行政	93
1. 人口ビジョン	93
2. 行財政運営	95

第4部 資料編

第1章 諮問・答申	100
1. 山添村総合計画策定についての諮問	100
2. 山添村総合計画策定についての答申	101
第2章 審議会	102
1. 山添村「総合計画」審議会条例・運営要綱	102
2. 山添村「総合計画」審議会委員名簿	104
第3章 策定経過	107

第1部 序論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

山添村（以下、本村という）では、平成17年度に『心豊かでぬくもりあふれる自立のむらづくり』を基本理念とする「山添村第3次総合計画」を策定し、その実現をめざしてきました。一方、近年では全国的な人口減少や少子高齢化の一層の進行、大規模災害の発生等、社会を取り巻く大きな問題が山積しています。そのような中、現行計画のめざすところを引き継ぎつつ、いま一度、地域の課題を見つめ直し、明るい未来を育むため、ここに、新たに「山添村第4次総合計画」（以下、本計画という）を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は本村の最上位計画となるものであり、平成27年度に策定した「山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、本村諸計画の内容を総括するものです。

※「山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略」：急速に進行する我が国の少子高齢化や地方の人口減少への対処を目的に制定された「まち・ひと・しごと創生法」第10条に従い、本村では、村の人口の現状と将来の展望を提示する「山添村人口ビジョン」と、5か年の事業目標や施策をまとめた「山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に策定しました

3. 計画の構成

(1) 基本構想

基本構想では、本村のめざす将来像や本計画の基本理念、基本的視点を定めるとともに、本計画の骨格となる施策の大綱までを示します。

(2) 基本計画

基本計画では、基本構想に掲げる将来像や基本理念の実現に向けて、施策の大綱に基づいて取り組む具体的な施策を分野別に示します。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

【本計画と山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略・山添村人口ビジョンの期間】

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	§	平成 37年度	
	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	§	2025 年度	
本計画	策定	→					§	
山添村 まち・ひと・しごと 創生総合戦略						§		
山添村 人口ビジョン		(2060年度までのビジョンを設定) →					§	

第2章 山添村の状況

1. 村の概要

(1) 地形・自然

本村は、奈良県の東北端の大和高原と呼ばれる一角にあり、標高は120m～620mで、東部は三重県の伊賀市や名張市、北西部は奈良市、南部は宇陀市に接し、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

村の面積は、66.52平方キロメートルで、その約8割を山林が占め、山あいから発生し、後に木津川へと注ぐ流れに沿って30の集落と農地が点在しています。

気候は内陸性気候に属し、夏季でも夜間は涼しく年平均気温は13.4度、年間降水量は1,600mm前後です。12月から3月初旬にかけては降雪がみられますが、積雪は少なく、四季を通して暮らしやすい気候風土です。

(2) 歴史

本村の歴史は古く、約1万5千年前に遡ることができ、布目川、遅瀬川、名張川、笠間川等の流域では、発掘調査によって縄文時代の遺物が数多く出土し、太古から生活が営まれていたことが確認されています。

笠間川左岸の毛原廃寺には、奈良時代に建立された際の礎石が当時のまま残されており、時代の繁栄を偲ぶことができます。また、観光の拠点である神野山腹に建つ神野寺は、僧行基の開基と伝えられています。

江戸時代には、郡山藩、藤堂藩の支配下となり純農村の形成をなし、その後、昭和31年9月30日に、添上郡東山村と山辺郡波多野村、豊原村の三村が合併して誕生した現在の山添村は、平成28年に立村60年を迎えます。

(3)社会・経済

国勢調査によると、本村の人口は昭和35年には6,807人でしたが、平成22年には4,107人にまで減少しています。更に、平成27年4月の住民基本台帳人口は3,891人、全人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は40.89%と、急激な人口減少と少子高齢化が進んでおり、これら人口構造の変化は、地域社会や地域経済にも大きな影響を与えつつあります。

本村の主産業は、茶をはじめとする農業ですが、地域経済や財政基盤の維持と住民生活の安定を図るためには、農業の維持と同時に、観光や商工業との連携等による地域経済全体の振興を進める必要があります。

(4)資源

昭和40年の名阪国道開通により、本村から大阪市までは約60分、名古屋市までは約90分と大都市圏へのアクセスが格段に良くなり、天理市や伊賀市等への通学、通勤の利便性も向上し、住民の生活は大きく変化しました。

同時に、このアクセスの優位性により、県立自然公園にも指定されている神野山をはじめとする観光エリアには、豊かな自然を求めて多くの観光客が訪れています。

また、公共施設跡の利活用も進められており、旧春日保育園では、地域の住民が中心となって「かすががーでん」が展開され、都市住民との交流の場として、また農業体験の拠点としても活用されています。

そのほか、布目ダム湖や上津ダム湖、各河川等、本村は豊かな水辺環境を有しており、その有効活用も進められているところです。

また、村内には歴史的・文化的資源も数多く残っており、それらを守るとともに有効に活用することで、地域の振興にもつながると考えられます。

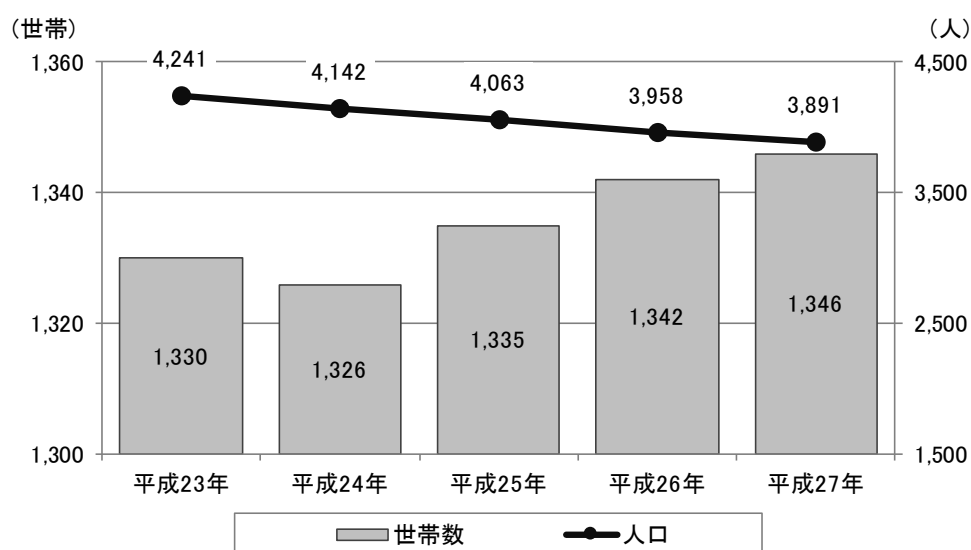
※かすががーでん：旧春日保育園を利用した地元ボランティアスタッフによる都市と農村との交流活動

2. 村の現状

(1)人口・世帯・産業

①近年の人口と世帯数の推移

近年、本村の人口は減少を続けており、平成27年4月1日現在、3,891人となっています。一方、世帯数は平成24年から平成27年にかけて増加しており、平成27年4月1日現在の総世帯数は1,346世帯、1世帯あたりの平均人数を示す世帯あたり人員は2.89人となっています。



資料：住民課（住民基本台帳・各年4月1日現在）

②農家数と耕地面積等の推移

本村の農家数と耕地面積は、平成2年から平成22年にかけていずれも減少しており、平成22年2月1日現在の農家数（総数）は664世帯で、農家世帯員数（総数）は2,456人、耕地面積（総面積）は396haとなっています。

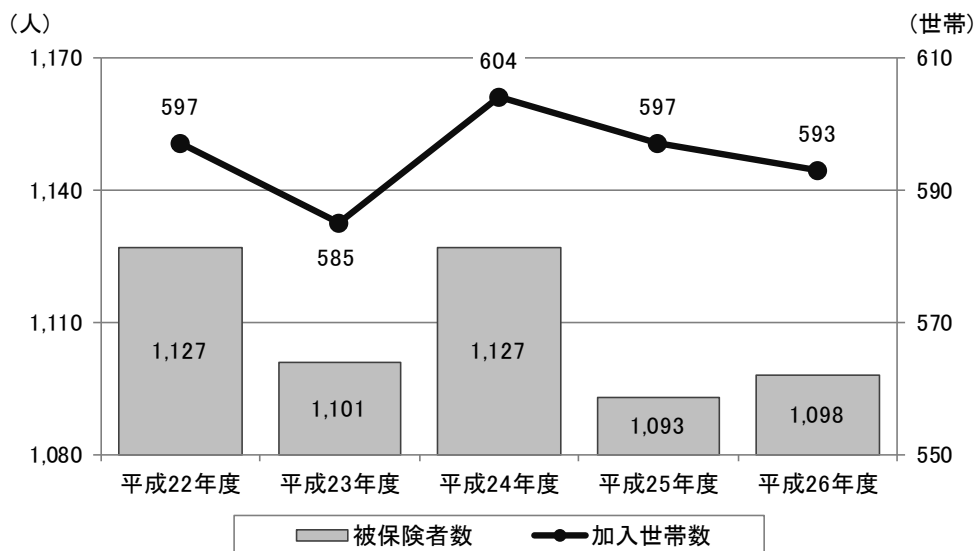
	農家数（世帯）				農家世帯員数（人）			耕地面積（ha）			
	総数	専業	第一種兼業	第二種兼業等	総数	男	女	総面積	田	畑	樹園地
平成2年	872	72	143	657	4,338	2,108	2,230	626	283	73	270
平成7年	795	78	105	612	3,802	1,858	1,944	536	258	53	225
平成12年	733	41	81	611	3,534	1,730	1,804	512	243	57	212
平成17年	715	37	78	600	3,114	1,548	1,566	397	172	33	192
平成22年	664	56	48	560	2,456	1,267	1,189	396	175	37	184

資料：農林業センサス（各年2月1日現在）

(2)保健・教育

①国民健康保険加入世帯数等の推移

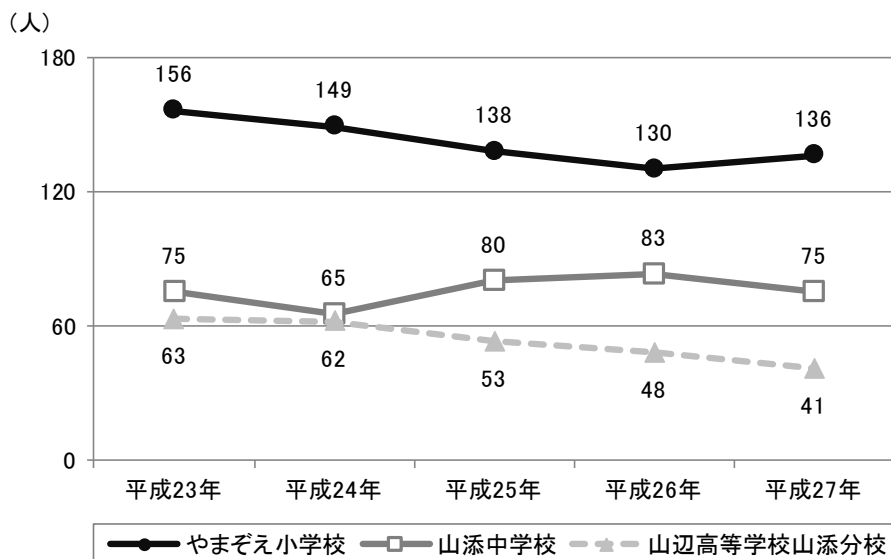
国民健康保険加入世帯数は、平成24年度から平成26年度にかけて減少しており、平成26年度末（平成27年3月31日）現在の加入世帯数は593世帯、被保険者数は1,098人となっています。



資料：住民課（各年度3月31日現在）

②村内教育施設の児童・生徒数の推移

村内の3つの教育施設の児童・生徒数については、小学校（やまぞえ小学校）の児童数と中学校（山添中学校）の生徒数は、概ね横ばい、高等学校（山辺高等学校山添分校）の生徒数は、やや減少傾向にあります。



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

(3)生活・環境

①簡易水道施設の状況

本村の簡易水道は16の給水区域に分けて運営しており、平成27年4月1日現在、計画給水人口5,985人に対し、給水人口は3,681人、給水戸数は1,299戸となっています。

給水区	計画給水人口 (人)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	計画1日最大給水量 (m ³ /日)
16給水区	5,985	3,681	1,299	1,968

資料：環境衛生課（平成27年4月1日現在）

②ごみ処理の状況

ごみの総収集処理量（可燃物・不燃物の合計）は、平成22年度から平成25年度にかけて増加傾向にありましたが、平成26年度には可燃物・不燃物共に前年より減少し、739t（対前年比97.4%）となっています。

	収集処理量			処理経費
	可燃物 (t)	不燃物 (t)	計 (t)	(千円)
平成22年度	590	91	681	36,379
平成23年度	600	90	690	35,215
平成24年度	623	86	709	29,989
平成25年度	674	85	759	30,133
平成26年度	655	84	739	32,620

資料：環境衛生課（各年度4月1日～3月31日）

③道路の状況

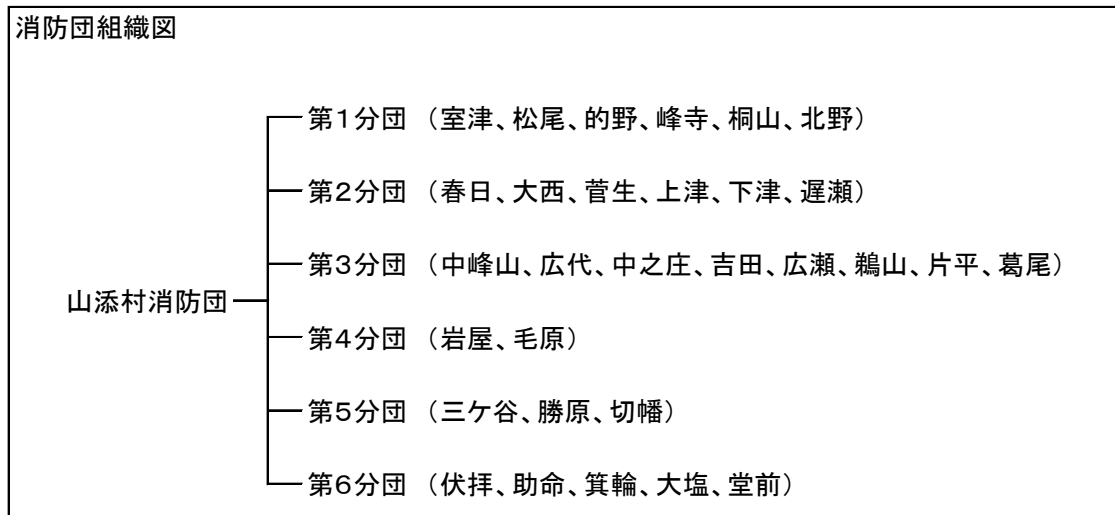
平成27年4月1日現在、村道は1級村道が8路線、2級村道が12路線、その他の村道が136路線の合計156路線で、実延長は212.273kmとなっており、1級村道の改良率は62.6%、舗装率は71.5%となっています。

		路線数	実延長 [A]	改良済延長 [B]	改良率 B/A	舗装済延長 [C]	舗装率 C/A
			(m)	(m)	(%)	(m)	(%)
村道	1級	8	18,090	11,322	62.6	12,928	71.5
	2級	12	22,122	7,566	34.2	13,080	59.1
	その他	136	172,061	45,882	26.7	99,724	58.0
	合計	156	212,273	64,770	30.5	125,732	59.2

資料：地域振興課（平成27年4月1日現在）

④消防団の編成状況

本村の消防団は第1分団から第6分団までの6分団で編成しており、平成27年4月1日現在の総団員数は、187人となっています。



資料：総務課

(4)財政

①歳入

単位: 千円	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
村税	508,809	495,154	483,177	479,383	480,114
各種交付金	138,883	132,401	118,421	119,473	116,892
地方交付税	1,406,626	1,430,084	1,399,347	1,430,391	1,412,434
国・県支出金	493,425	480,952	401,418	503,128	544,118
繰入金	159	50,603	0	0	0
繰越金	100,725	95,736	141,072	152,869	100,656
村債	120,000	147,300	124,410	155,055	236,755
その他	261,566	254,271	244,244	219,716	219,047
歳入合計	3,030,193	3,086,501	2,912,089	3,060,015	3,110,016

資料：総務課（各年度4月1日～3月31日）

②歳出

単位: 千円	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	611,657	640,288	669,888	637,979	671,120
物件費	389,503	432,376	442,311	416,640	428,128
補助費等	280,530	289,348	320,160	282,993	307,926
扶助費	176,907	193,529	196,285	199,880	236,453
公債費	555,696	466,976	436,812	333,241	226,177
繰出金	336,973	349,758	385,808	359,544	367,438
普通建設事業費	231,887	300,419	180,937	240,003	320,740
災害復旧事業費	82,180	81,140	74,340	196,550	202,018
その他	204,125	101,595	2,677	192,529	107,315
歳出合計	2,869,458	2,855,429	2,709,218	2,859,359	2,867,315

資料：総務課（各年度4月1日～3月31日）

第3章 住民意識調査の結果

1. 調査の実施概要

本計画及び「山添村人口ビジョン」「山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定にあたり、平成27年度に住民意識調査（以下、本調査という）を実施しました。

（1）調査対象者と抽出方法

本村在住者のすべての中から、平成27年6月25日現在の住民基本台帳による性別・年代別人口構成比に従って、合計が500人となるよう、無作為に抽出しました。

（2）調査期間 平成27年7月22日～平成27年8月5日

（3）調査方法 郵送配付～郵送回収

（4）有効回収率

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
500件	223件	44.6%

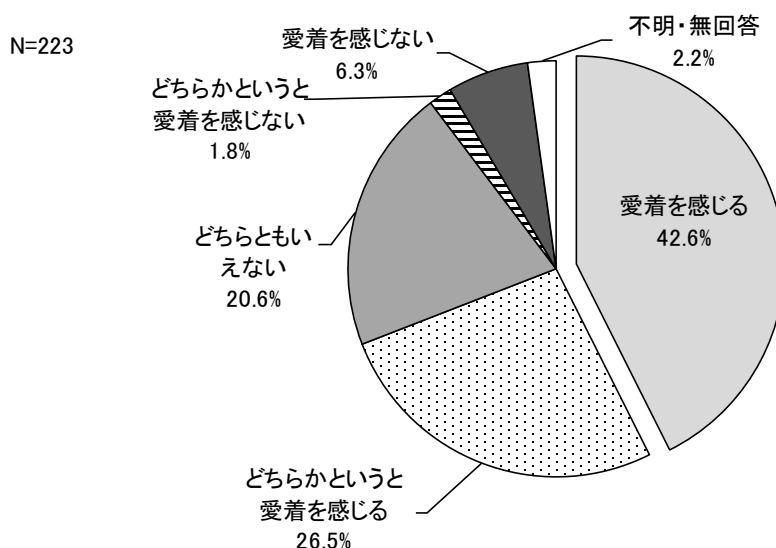
【調査結果について】

- グラフ及び分析文における割合「%」は、有効回答数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても、合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対する割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- グラフ中の「不明・無回答」は、回答が未記入または回答の判別が困難なものを示しています。
- グラフ中の「N」は、集計対象者の総数を示しています。

2. 調査結果からの抜粋

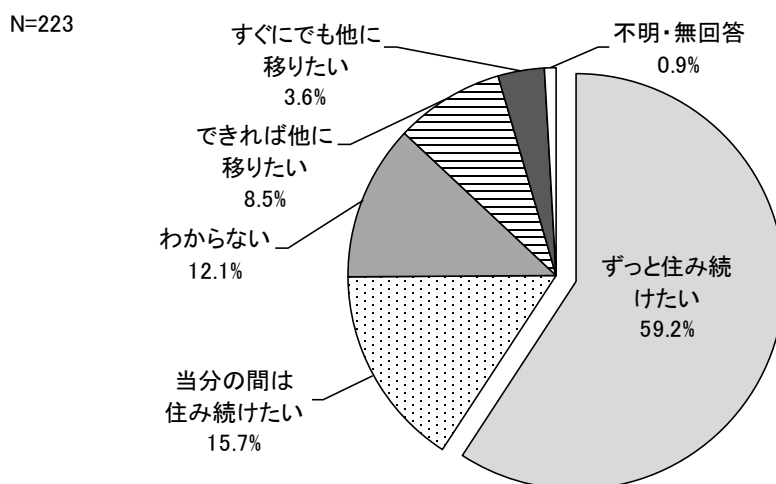
(1) 本村への愛着の有無（単数回答）

本村への愛着（親しみ）については、42.6%が「愛着を感じる」、26.5%が「どちらかというと愛着を感じる」と回答しています。一方、「愛着を感じない」との回答は、6.3%となっています。



(2) 本村への定住意向（単数回答）

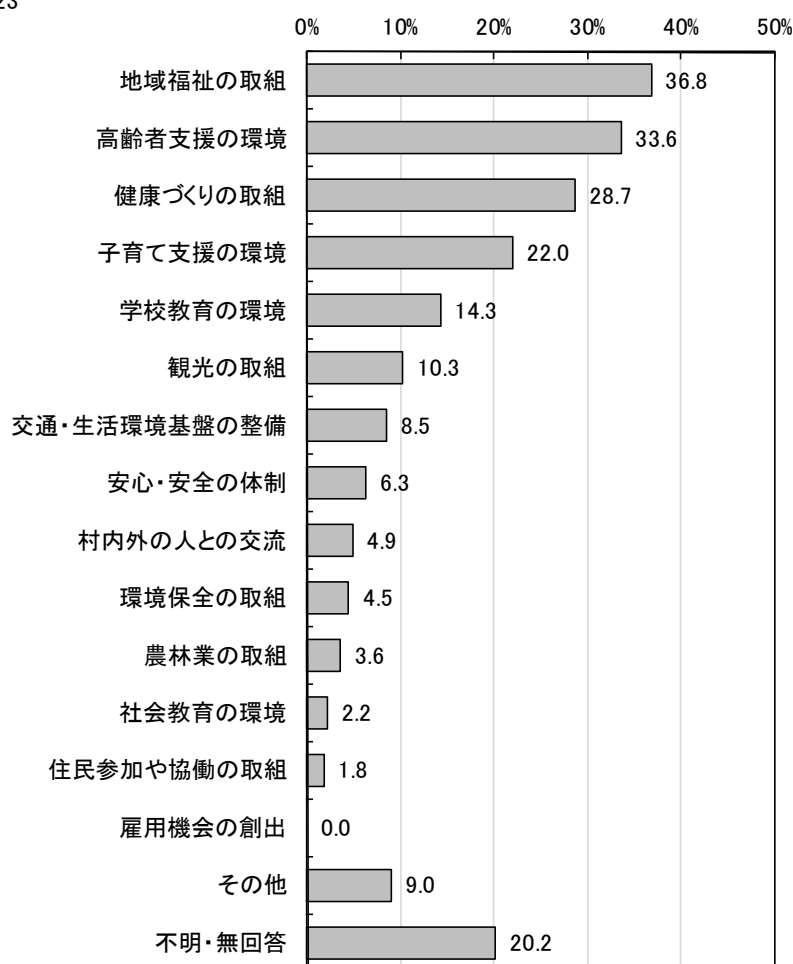
本村への定住意向については、59.2%が「ずっと住み続けたい」、15.7%が「当分の間は住み続けたい」と回答しており、この2つの回答の合計は、74.9%となっています。



(3)近年の取組への評価（複数回答）

本村において、ここ5年ほどの間に良くなったと感じるものについては、「地域福祉の取組」との回答が36.8%で最も多く、次いで「高齢者支援の環境」が33.6%、「健康づくりの取組」が28.7%などとなっており、福祉・健康分野への評価が高くなっています。一方、「雇用機会の創出」との回答は0.0%（0件）、「住民参加や協働の取組」は1.8%、「社会教育の環境」は2.2%など、これらの分野への評価は、非常に低くなっています。

N=223



(4)満足度と重要度（それぞれの満足度・重要度について単数回答）

本村における様々な施策について、「現在の満足度」が高かった取組は「学校給食の充実」「各種健診・検診事業の充実」「ごみの減量化、リサイクルの推進」などとなっています。また、「これからの重要度」が高かった取組は、「若者定住対策」「救急医療体制の充実」「救急、消防体制の充実」などとなっています。

一方、「現在の満足度」と「これからの重要度」の差が大きい（現在の満足度が低くこれからの重要度が高い）取組は、「若者定住対策」や「企業誘致の促進」「空き家対策」「新たな地域産業の創出」「農業の担い手づくりと後継者の育成」などとなっており、これらの分野への重点的な取組が期待されていると考えられます。

現在の満足度が高かった取組		これからの重要度が高かった取組		現在の満足度とこれからの重要度の差が大きかった取組	
順位		順位		順位	
1	学校給食の充実	1	若者定住対策	1	若者定住対策
	各種健診・検診事業の充実	2	救急医療体制の充実	2	企業誘致の促進
3	ごみの減量化、リサイクルの推進	3	救急、消防体制の充実	3	空き家対策
4	健康づくり活動の充実	4	地域医療体制の充実	4	新たな地域産業の創出
5	放課後児童の健全育成	5	学校教育の充実	5	農業の担い手づくりと後継者の育成
6	高齢者福祉サービスの充実		簡易水道施設の整備	6	特産品のブランド化及び開発への支援
7	保育サービスの充実	7	防災対策の充実	7	林業の担い手づくりと後継者の育成
8	学校教育の充実		学校運営の充実		有害鳥獣対策
9	通学の安全と利便性の確保		緊急時の避難施設の整備	9	公共施設の跡地利用の促進
	学校運営の充実	10	子育て（出産・育児）支援	10	不法投棄の防止対策

(5) 施策の優先順位

本調査における「現在の満足度」と「これからの重要度」についての回答を基に、各施策に求められている優先順位をA「早急な対応が求められる項目」、B「より強化されることが期待される項目」、C「他項目との優先順位を考え取り組む項目」、D「安定的な維持が期待される項目」の4つに区分しました。

【優先順位と4つの区分】

優先 順位	高	満足度が低く重要度が高い項目＞A「早急な対応が求められる項目」
	↑	満足度・重要度ともに高い項目＞B「より強化されることが期待される項目」
	↓	満足度・重要度ともに低い項目＞C「他項目との優先順位を考え取り組む項目」
	低	満足度が高く重要度が低い項目＞D「安定的な維持が期待される項目」

【区分別施策項目】

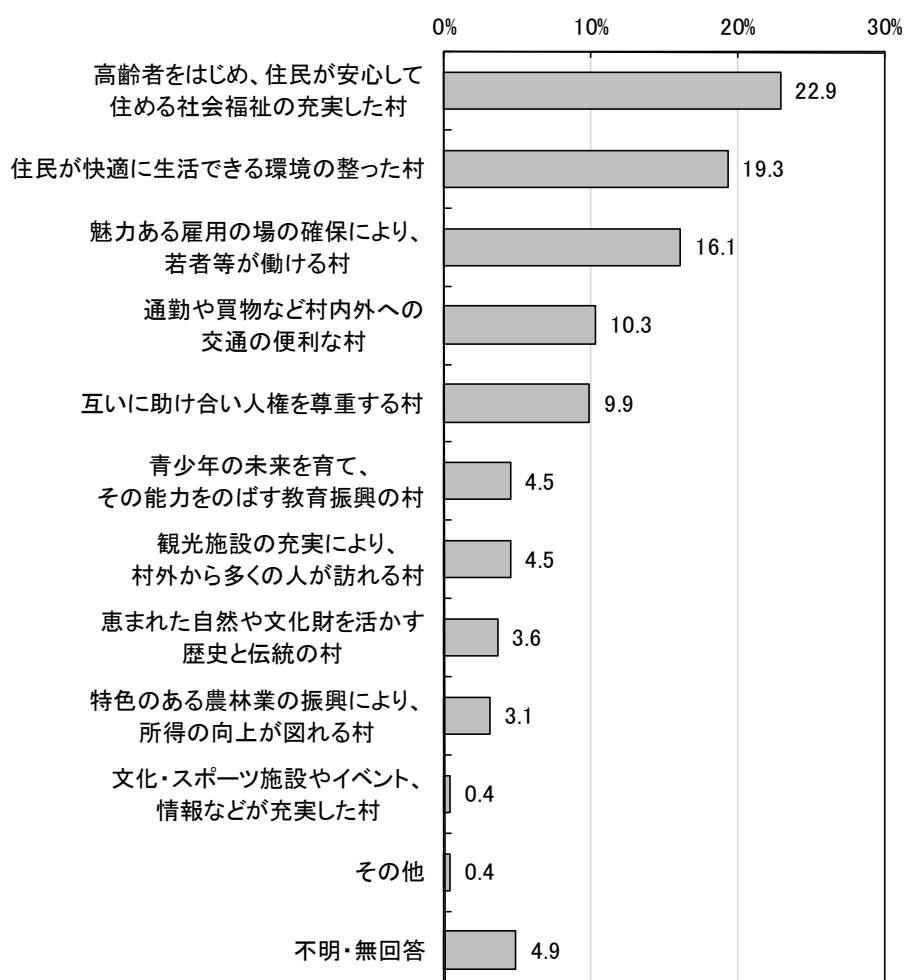
区分		分野	項目
A	早急な対応が求められる項目	生活環境	不法投棄の防止対策 防災対策の充実 緊急時の避難施設の整備 救急、消防体制の充実 防犯対策の充実 若者定住対策
		交通基盤	路線バス等の公共交通機関の充実 コミュニティバス等の地域交通手段の整備
		保健・医療・福祉・雇用	地域医療体制の充実 救急医療体制の充実 援護を必要とする世帯への自立支援 雇用機会の拡大及び創出
		産業	農業の担い手づくりと後継者の育成 農業経営への支援 有害鳥獣対策 特産品のブランド化及び開発への支援 新たな地域産業の創出 企業誘致の促進
		教育・生涯学習	青少年の育成
		観光・交流	空き家対策
		住民と協働のむらづくり	公共施設の跡地利用の促進 効率的な行財政運営 開かれた村政の推進

区分		分野	項目
B	より強化されることが期待される項目	生活環境	簡易水道施設の整備 下水処理施設の整備 ごみの減量化、リサイクルの推進
		保健・医療・福祉・雇用	各種健診・検診事業の充実 地域福祉活動の推進 高齢者福祉サービスの充実 しょうがい者福祉サービスの充実 保育サービスの充実 子育て(出産・育児)支援 介護保険サービスの充実
		教育・生涯学習	学校教育の充実 学校運営の充実 通学の安全と利便性の確保 学校給食の充実
C	他項目との優先順位を考え取り組む項目	生活環境	自然エネルギーの利用促進 インターネット、ケーブルテレビ等の情報通信基盤の充実
		交通基盤	国道や県道等主要道路の整備 村道等生活道路の整備 交通安全対策の充実
		保健・医療・福祉・雇用	しょうがい者の雇用と社会参加の促進
		産業	農業基盤の整備 林業の担い手づくりと後継者の育成 林業基盤の整備 商工業経営への支援
		観光・交流	観光資源、施設の整備 体験型観光の整備 都市住民との交流施策 国際交流の推進
		住民と協働の むらづくり	大字活動への支援 NPOやボランティアの育成、支援 住民参画によるむらづくりの推進 ホームページ及び広報機能の拡充
D	安定的な維持が期待される項目	保健・医療 福祉・雇用	健康づくり活動の充実 放課後児童の健全育成
		教育・生涯学習	生涯学習の充実 生涯スポーツの振興 伝統文化の継承、保護の推進 文化財の調査研究、活用の推進 人権教育の推進

(6)本村の将来像（最も考えに近いものについて単数回答）

本村の将来像について、「最も考えに近いもの」としては、「高齢者をはじめ、住民が安心して住める社会福祉の充実した村」との回答が22.9%で最も多く、次いで「住民が快適に生活できる環境の整った村」が19.3%、「魅力ある雇用の場の確保により、若者等が働ける村」が16.1%などとなっています。

N=223





第2部 基本構想

第1章 将来像と基本理念

1. めざす将来像

本村には、美しい緑や清らかな水、おいしい空気といった豊かな自然の恵みとともに、先人たちが培い育んできた誇るべき歴史や文化があります。これらの資産を守り、次代により良い形で引き継ぐため、行政と住民が共に手を携え、互いに協力し、小さいながらも誰もが明るい笑顔で心豊かに過ごすことのできる、魅力あふれた「いい村」をめざします。

2. 本計画の基本理念

めざす将来像の具現化に向け、今後10年間の本村の村づくりの指針となる本計画を策定するにあたり、その基本理念を次の通り定めます。

**小さくても輝き
みなさんと共に「いい村」づくり**

3. 基本的視点

本計画策定にあたり、次の5つを村づくりの基本的視点とします。

(1)災害に強い村づくり

ハード・ソフト両面での防災体制の充実を図り、災害に負けない環境整備を進めるとともに、万が一災害が発生した際にも、住民の命を守り、暮らしを確保することのできる村づくりを進めます。

(2)生活のしやすい村づくり

上下水道や道路・交通といった生活基盤の整備と充実を推進するとともに、人口減少や少子高齢化等の課題に対処し、子どもや子育て家庭、高齢者をはじめ、すべての住民にとって生活しやすい村づくりを進めます。

(3)教育・福祉と健康の村づくり

子どもたちが郷土に愛と誇りを持つことができるような教育や、子育て家庭への支援を積極的に推進するとともに、それぞれの世代、様々な立場の住民が、健康で活力を持って暮らすことのできる村づくりを進めます。

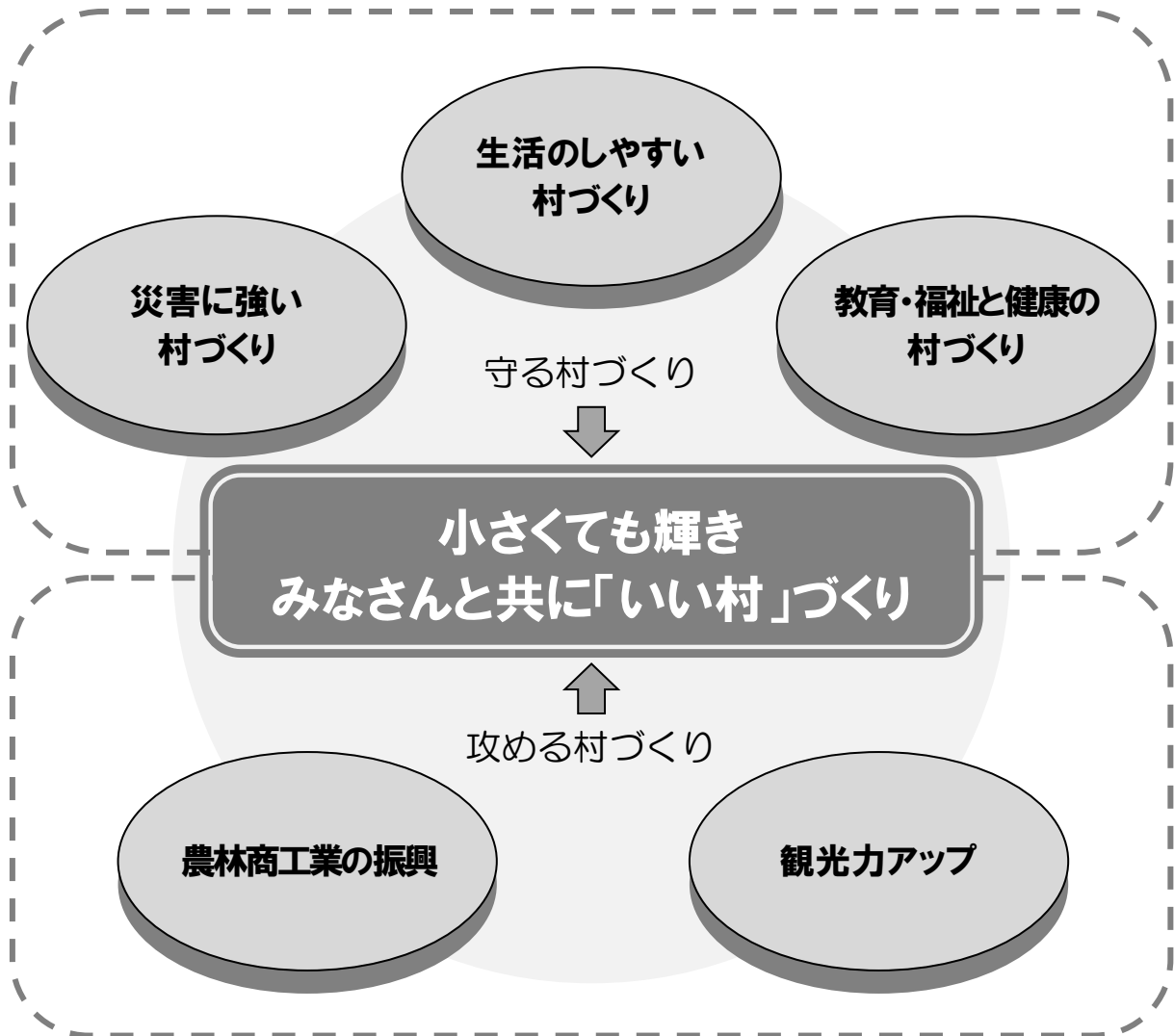
(4)農林商工業の振興

茶をはじめとする農業等、本村を支える産業の一層の振興を進めるとともに、農・林・商・工の連携や後継者の育成、起業支援、企業誘致等の積極的な推進により、雇用と産業基盤の安定した村づくりを進めます。

(5)観光力アップ

神野山周辺をはじめ、本村の豊かな自然を活用した観光エリアの充実を進めるとともに、積極的なPRや交流イベント等の開催を通して、村外の方からも愛される魅力ある村づくりを進めます。

【基本理念と基本的視点】



第2章 施策の大綱

小さくても輝き
みなさんと共に「いい村」づくり

1. 生活・安全

- (1) 環境保全
- (2) 上下水道
- (3) 道路・交通
- (4) 環境衛生
- (5) 安全・安心
- (6) 情報・通信

2. 教育・文化

- (1) 学校教育
- (2) 生涯学習
- (3) 生涯スポーツ
- (4) 歴史・文化
- (5) 人権

3. 産業・雇用

- (1) 農林業
- (2) 商工業
- (3) 新規産業
- (4) 雇用・就労

4. 観光・交流

- (1) 観光
- (2) 交流

5. 健康・福祉

- (1) 保健
- (2) 医療
- (3) 福祉

6. 協働・連携

- (1) 地域内連携
- (2) 広域連携

7. 住民・行政

- (1) 人口ビジョン
- (2) 行財政運営

1. 生活・安全

基本 方針

基本的視点として定めた「災害に強い村づくり」「生活のしやすい村づくり」の推進により、誰もが安心して快適に暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。

(1)環境保全

本村の誇るべき資源である恵まれた自然環境を守り育むとともに、住民や事業者等への環境意識の啓発を進め、地域全体での環境保全や保護をめざします。

(2)上下水道

住民の生活を支える安全で安心な水の永続的な提供を維持するとともに、自然にも配慮した下水処理の徹底により、健全な生活環境の維持をめざします。

(3)道路・交通

住民の生活や地域の産業を支える道路を適切に維持・管理するとともに、地域の交通網を整備し、住民や来訪者の利便性の確保をめざします。

(4)環境衛生

環境維持活動への支援や住民への環境意識の啓発を推進するとともに、不法投棄等の監視体制を強化し、快適な生活環境の維持をめざします。

(5)安全・安心

防災・防犯体制の確立とともに、住民や関係団体等との連携により、誰もが安全で安心して暮らすことのできる環境づくりをめざします。

(6)情報・通信

時代に即した情報基盤を継続して整備するとともに、それらを活用した防災や防犯体制の確保、教育の質の向上、観光振興等をめざします。

2. 教育・文化

基本 方針

地域の将来を担う子どもたちをはじめ、住民誰もが郷土に愛と誇りを持ち、学ぶ喜びを感じることでできる環境づくりと地域の歴史・文化の継承に取り組めます。

(1)学校教育

地域の環境や資源を教育に積極的に取り入れるとともに、一人ひとりの個性を大切に、心身共にたくましい「生きる力」を持った児童・生徒の育成をめざします。

(2)生涯学習

誰もが生涯を通して気軽に学ぶことのできる場や機会を積極的に設けるとともに、その学びや交流を通して、地域の活力向上をめざします。

(3)生涯スポーツ

スポーツ活動への支援や指導者等の育成により、スポーツを通じた住民の健康維持と地域内外における活発な交流の推進をめざします。

(4)歴史・文化

子どもから高齢者まで、誰もが地域の歴史や文化に触れ、学び、それらを次の世代に伝え継承することのできる環境づくりをめざします。

(5)人権

生涯を通して人権についての学習の場を提供し、誰もが常に人権についての問題意識を持つことにより、すべての人権が尊重される村づくり・社会づくりをめざします。

3. 産業・雇用

基本 方針

基本的視点として定めた「農林商工業の振興」を推進するとともに、企業誘致や起業支援を通し、地域経済の安定と住民の生活を支える雇用の創出に取り組みます。

(1) 農林業

本村を支えてきた農林業について、6次産業化等の新たな取組や後継者の育成・支援により、その維持と再興をめざします。

(2) 商工業

地域経済や住民の地域生活を支える商工業について、事業者間の連携はもちろん、観光や行政サービス等との連携や新たな取組を通し、その振興をめざします。

(3) 新規産業

本村の立地を活かした企業誘致や新たな産業の育成支援、起業支援を進め、地域経済の発展と新たな雇用の創出をめざします。

(4) 雇用・就労

村内における雇用の安定と創出に努めるとともに、事業所等への働きかけを通じて「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現をめざします。

※6次産業化：地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組

4. 観光・交流

基本 方針

基本的視点として定めた「観光力アップ」を積極的に推進するとともに、観光振興や地域外の人々との交流を通じた地域振興に取り組みます。

(1)観光

地域資源の活用やニーズに応じた環境整備、情報の積極的な活用、連携と協働体制の構築、観光の産業化等の取組を進め、観光による地域づくりをめざします。

(2)交流

自然や歴史・文化といった本村の様々な資源や立地環境を活かし、都市部の住民等との交流を進めるとともに、それらの交流を通じた地域の活性化をめざします。

5. 健康・福祉

基本 方針

本村が培ってきた保健・医療・福祉環境の維持と更なる発展を図り、誰もが健康で安心して暮らすことのできる「福祉と健康の村づくり」に取り組みます。

(1)保健

「健康山添21計画」や「山添村食育推進計画」等に基づき、住民の健康維持の推進と、疾病等の予防及び早期発見の徹底をめざします。

(2)医療

3診療所体制を維持するとともに、近隣自治体等との連携による緊急医療体制を構築し、誰もが不安なく暮らすことのできる医療環境の確保をめざします。

(3)福祉

高齢者、しょうがい者、子育て家庭等、それぞれの環境に対応した福祉施策を進めるとともに、互いに支え合い、安心して暮らすことのできる環境づくりをめざします。

6. 協働・連携

基本 方針

地域内における協働の体制づくりや、様々な分野における地域の枠を超えた広域連携を積極的に進め、地域の課題解決や地域振興に取り組みます。

(1) 地域内連携

住民同士、あるいは住民と行政、事業所や各種団体といった地域の構成員間の連携を進め、共に課題解決に取り組む協働体制の構築をめざします。

(2) 広域連携

「大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョン」をはじめ、近隣の自治体と各方面における連携を図り、共に地域が抱える課題の解決と地域の発展をめざします。

7. 住民・行政

基本 方針

将来を長期的に見据え、住民生活の安定と本村の自治行政の維持を目的に、各施策の推進や行財政運営に取り組みます。

(1)人口ビジョン

「山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各施策の推進により、「山添村人口ビジョン」において定めた2040年に約3,000人という目標人口の維持をめざします。

(2)行財政運営

常に住民視点と地域経営の視点に立った行政サービスや事業の実施に努めるとともに、健全で開かれた行財政運営の推進をめざします。



第3部 基本計画

第1章 生活・安全

1. 環境保全

現状と課題

本村では、農地の荒廃や放置森林が増大の一途をたどっています。その背景には、人口減少の影響だけでなく、近年の農林産物価格の下落や獣害の拡大による生産者の農林業への意欲低迷の影響もあると見られています。

そのような中、農地については、農業生産活動に国及び県が費用の4分の3を負担する「中山間地域等直接支払制度」を3期15年にわたって実施しているほか、森林については、施業放置林整備事業により毎年30ha余の間伐事業を10年間実施するなど、農地や森林の環境保全に努めています。

水辺の環境保全については、布目ダム湖及び上津ダム湖では、地域における自主的な環境美化活動が進められているほか、カントリーパーク大川では、五月川流域観光開発協会による良好な管理・運営の下、家族連れやキャンプ愛好家が水辺で自然環境とふれあうなど、賑わいを見せています。

一方、住民生活における環境保全については、ごみの分別やリサイクルが進められるなど、意識は徐々に高まってきているものの、地域集団での取組を更に推進することが必要です。

施策の方向性

耕作放棄地や放置森林については、生産者や地権者の協力の下、国や県の補助制度を活用し、効率的な対策を進めます。

また、環境保護について、住民への定期的な情報発信を行うとともに、環境についての学習機会の増加を図るなど、地域や団体による自主的な環境保護・保全活動推進に向けて積極的な支援を行います。

施策の展開

①農地・森林の保全

- 国や県の補助政策を活用し、農地や森林の保全を効果的に推進します。
- 神野山等の観光・交流の拠点となる農地や森林について、人々が自然とふれあいながら自然や環境について学ぶことのできる場としての利活用を促進します。
- 野生獣による被害を抑えるため、村猟友会の協力の下、個体数を減らすための取組を進めます。
- 野生獣による被害防止への体制づくりを進めるとともに、集落ぐるみでの計画的な侵入防止施設の整備等、防護対策への取組を支援します。

②水辺環境の保全

- 下水処理施設の整備及び安定した維持管理の推進により、河川の水質汚濁の軽減、防止に努めます。
- 布目ダム湖及び上津ダム湖周辺においては、地域住民との協働により、清掃及び漂着物の処理や監視の強化を推進するとともに、水辺における環境美化や水質浄化の啓発に努めます。
- カントリーパーク大川等の水辺空間について、人々が自然とふれあいながら学び・楽しむことのできる場としての利活用を促進します。

③環境負荷の低減

- 新たな企業や事業所等の立地にあたっては、自然環境と調和した土地利用への誘導を図ります。
- 規制等について、適切な指導により、公害発生源対策の推進に努めます。
- 自然エネルギーの利用を促進するとともに、ごみの有効利用等の可能性について広域的な取組の検討を進めます。
- 「住宅用太陽光発電システム設置補助事業」の推進や小水力発電事業等について検討を進め、再生可能エネルギーの普及と温室効果ガスの削減を促進します。

④環境学習と意識の啓発

- 住民の環境保全への取組意識の高揚と活動の促進を図るため、環境教育や研修といった学習機会の創出と適切な情報の提供に努めるとともに、環境保全を推進するための連携や組織づくりを支援します。
- 子どもたちの環境意識の高揚を図り、家庭における環境保全を促進するため、中学校でのリサイクル学習会の開催等、教育の場における環境学習を推進します。
- 広報等による啓発活動を通し、環境に配慮した生活様式の普及に努めます。

⑤不法投棄の防止

- ごみの不法投棄への監視活動の強化を図るとともに、自然環境保護と水道水源保護のための適切な運用を図ります。
- 山添村の環境を守る会や布目・白砂川水質協議会等と連携し、不法投棄防止のためのパトロール活動を実施します。

⑥環境美化

- 不法投棄物の回収処分に対する支援を推進します。
- 美しい村づくりをテーマとしたイベントの開催や、環境保全のモデル的事業の実施・継続に努めるとともに、地域の環境美化活動を促進します。
- 花いっぱい運動をはじめ、地域や各種団体による環境美化活動や清掃活動の促進を図ります。

2. 上下水道

現 状 と 課 題

平成27年4月1日現在、本村の簡易水道施設普及率は99.6%となっています。水道施設の管理・運営については、地元水道組合に委託するとともに、老朽施設の更新や漏水対策に努めていますが、少子高齢化による人材不足等から、水道組合の早急な経営統合が求められています。

下水道については、平成27年4月1日現在、下水処理普及の目安となる汚水処理人口普及率は84.7%となっています。平成26年度からは、設置後15年を経過した浄化槽の布設替えも「合併処理浄化槽設置整備補助制度」の対象とし、合併浄化槽の普及と整備を促進していますが、「浄化槽法」において義務付けられている年1回の法定検査（通称「11条検査」）の平成26年度の受検率は71.5%となっており、県内平均受検率83.7%と比較して非常に低くなっていることから、受検への啓発が必要です。

施策の方向性

水道施設の管理・運営については、将来に向け、安定した維持管理体制構築のため、地元水道組合主体の体制を改め、公営化に向けての調整を進めます。また、住民生活における安心を守るため、水道水源の安定確保及び老朽施設の更新に継続して取り組みます。

下水処理については、「合併処理浄化槽設置整備補助制度」を継続することにより、新規及び設置から15年以上経過した浄化槽の更新を推進し、更なる生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。また、「11条検査」について、広報等を通じて啓発活動を行い、受検率の向上をめざすとともに、集合処理施設の適正な維持管理を推進します。

施策の展開

①簡易水道の普及と適正管理

- 簡易水道未普及地域の施設整備を進めます。
- 簡易水道の管理・運営についての経営統合と村営化を進めます。
- 老朽化した施設や管路の更新や布設替え、漏水防止対策に取り組むとともに、災害に強い水道施設への機能強化に努めます。
- 現有の遠隔監視装置の運営を基に、効率的に安定した水の供給に努めます。

②安全でおいしい水の供給

- 薬品管理及び機械メンテナンスを行う専門員等を増員し、村内各施設の管理と安全な水の安定供給体制づくりに努めます。
- 水質管理の一層の徹底と安定供給の確保をめざし、維持管理体制の充実を図ります。
- 県関係各課や県水質検査センター等と連携し、水質検査の充実と水質管理の徹底を図るとともに、広域的な管理体制の構築に向けた取組を進めます。
- 林業振興等を通じた森林の適正な整備・管理により、水源かん養機能の維持・向上に努めます。

③生活排水の適性処理

- 「合併処理浄化槽設置整備補助制度」を継続実施し、合併処理浄化槽未設置世帯への浄化槽設置を促進します。
- 15年を経過した浄化槽の布設替えについても補助制度の対象とすることにより、更なる環境保全と公衆衛生の向上に努めます。
- 特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設、簡易排水施設の維持管理体制の充実・強化に努めながら、汚泥を含めた適正な生活排水処理を推進します。

3. 道路・交通

現 状 と 課 題

村内の主要道路については、県道奈良名張線の二車線化は全線において完了し、名阪国道五月橋インターチェンジの改良もまもなく完了します。そのほか、現在、国道25号（切幡地内）、県道月瀬三ヶ谷線（大塩地内）、上笠間八幡名張線（毛原地内）及び助命下荻線（伏拝地内）の改良が進められており、主要村道についても継続して改良を進めています。

しかし、県の道路予算は年々減額傾向にあることから、今後は道路整備の計画的な推進に向け一層の検討や調整が求められます。

公共交通については、現在、廃止代替バス路線や交通空白地域等において、路線バスの再編や、平成23年度から開始している地域コミュニティバスの運行等、住民・行政・交通事業者等の協働により、効率的で住民のニーズにあった移動手段の確保に努めています。

しかし、社会情勢や生活環境が変化する中、今後も引き続き住民のニーズに応えるためには、必要に応じた運行体制の見直しや地域コミュニティバスの更なる導入等についても検討していく必要があります。

施策の方向性

道路については、名阪国道における降雪時の作業や事故等の発生により迂回ルートとなる国道25号の二車線化や、神野山自然公園への観光ルートとなる県道月瀬三ヶ谷線及び神野山公園線の改良整備を促進するほか、「山添村橋梁長寿命化改善計画」に基づき、橋梁の計画的な点検及び補修工事を推進します。

公共交通については、持続可能な村内公共交通サービス体制の確立をめざし、地域コミュニティバスの更なる導入や運行体制等を見直しを図るとともに、住民生活における移動手段を安定的に確保するための新たな交通ネットワークシステムの構築に向け、検討と調整を進めます。

施策の展開

①幹線道路の整備

- 南北方向の骨格であり、名阪国道のう回路ともなる国道25号について、二車線化等の改良事業の早期完成を関係機関に要望します。
- 村内の幹線道路の良好なネットワークの形成を図るため、関係機関に対し、主要地方道及び一般県道の整備を継続して要望します。
- 県立自然公園内に位置し、本村の観光拠点である神野山エリアへのアクセス道となる県道月瀬三ヶ谷線及び神野山公園線の改良整備を関係機関に要望します。

②生活道路等の整備

- 生活道路となる村道の維持補修・改良を推進するとともに、維持管理体制の充実に努めます。
- 産業活動を支える骨格であり、生活道路としても機能する農道・林道について、産業振興にあわせた整備推進を図ります。
- 道路整備にあたっては、団体観光客等を受け入れるため、観光バスが速やかに観光拠点に到達できるよう、幅員の確保や駐車場の充実に努めます。
- 村道・農道・林道について、地域の自主的な維持管理体制の構築を図ります。

③道路環境の維持・管理

- 幹線道路等の整備にあわせ、高齢者、しょうがい者、児童・生徒等に配慮した安全な歩道の確保に努めます。
- 道路は住民が日常的に接する施設であり、また訪れる人々が本村と接する最も身近な施設であることから、住民との協働により、自然との調和や生活環境の向上を図り、良好な景観等が感じられる道路沿道周辺的环境づくりに努めます。

④公共交通の確保

- 住民生活を支える地域コミュニティバスについて、外出支援サービス事業も考慮に入れるなど、住民ニーズに対応した効率的な運行体制の整備を図ります。
- 交通事業者の路線バスについては、県・関係機関等と連携し、運行の維持・確保に努めます。

4. 環境衛生

現 状 と 課 題

全国的な環境意識の高まりとともに、本村においても環境問題に関心を持つ住民が増加しています。同時に、本村では、生ごみ処理機購入費の助成を行っているほか、リサイクル推進員を中心に大字ごとの収集を継続しており、リサイクルへの取組も定着しています。

一方、不法投棄については、パトロールや防止・警告看板の設置を進めていますが、小規模投棄等が後を絶たない状況にあり、監視体制の一層の強化を図る必要があります。

また、近年は葬儀形態が変化する中、火葬に係る新たな課題も浮上しています。

施策の方向性

環境についての意識啓発を進めるとともに、不法投棄については、山添村の環境を守る会を中心に、地域の自主的な撤去活動に対する支援を継続します。

また、斎場・火葬場の在り方について、時代に応じた体制づくりを進めます。

施策の展開

①ごみの減量化・リサイクル

- 「山添村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を基に、生ごみをはじめとするごみの減量化に向けた取組を推進します。
- 地域のリサイクル推進員を中心に、住民・事業所・行政が一体となり、ごみの減量化や再資源化に取り組めます。
- ごみの再利用や再資源化を図るため、収集体制の充実に努めます。
- 広報等を通じて、環境美化に対する意識の高揚と啓発を促進します。

②産業廃棄物対策

- 産業廃棄物等の不法投棄防止のため、パトロールや防止・警告看板設置を実施します。
- 県や関係機関への要望及び相互連携により、産業廃棄物についての事業者責任の徹底等に対する取組を進めます。
- 環境維持のため、不法投棄物の撤去作業に対する財政支援を行います。
- 水道水源保護を図るため、産業廃棄物の不法投棄の防止に努めます。

③斎場・火葬場対策

- 斎場・火葬場については、近隣市内の諸施設の利用を継続するとともに、地元施設の利活用について、検討を進めます。
- 葬祭費用の助成制度を実施し、葬祭についての住民の負担軽減を図ります。

5. 安全・安心

現 状 と 課 題

全国で大規模な災害の発生が続く中、本村では、災害状況や避難誘導等について迅速できめ細かな情報提供体制を確立するため、平成27年度に防災行政無線をデジタル化しました。また、土砂災害への対応を盛り込んだ「山添村地域防災計画」の改訂を進めるとともに、平成27年8月には、土砂災害ハザードマップを活用した初めての地域防災訓練を実施するなど、防災対策に積極的に取り組んでいます。

自主防災の要となる消防団については、平成27年4月1日現在、6分団19班、団員187人で組織しており、消防施設等の適切な維持管理により、消防力の更なる充実を図っています。

地域における防犯については、現在、青色防犯パトロール隊による安全パトロールが実施されているほか、防犯団体合同学習会を開催し、防犯意識の啓発に努めています。しかし、全国的に住民の身近な場所で様々な事件が発生する中、今後は更なる自主防犯組織の立ち上げと充実に取り組む必要があります。

交通安全については、カーブミラーやガードレール、街路灯等の安全設備を計画的に整備しているほか、春・秋の交通安全運動を推進するとともに、定期的に交通安全教室や通学路等の安全点検を実施し、児童・生徒をはじめとする交通弱者の安全確保に努めています。

また高齢者世帯等については、保健・福祉部門や民生委員との連携強化による安全と安心の確保を推進していますが、増加するであろう身体機能低下者や認知症者等への対応も含め、見守り体制の強化・充実が求められています。

施策の方向性

災害時には、防災行政無線による迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、災害に備えた消防団組織の維持と装備の充実を図ります。また、住民の自主的な防犯活動の促進を図り、地域をあげた防犯体制の充実・強化に努めるとともに、高齢者等については、民生委員をはじめ村社会福祉協議会等との連携による見守り体制の強化に努め、村全体で互いに見守り支え合う体制づくりの構築を進めます。

交通安全については、春・秋の交通安全運動や交通安全教室、通学路の安全点検等を継続して実施し、意識の向上と安全の確保に努めます。

施策の展開

①防災

- 住民の生命、身体、財産の保護と土地の保全を目的とする「山添村地域防災計画」に基づき、防災体制を確立するとともに、その適切な運用を図るため、定期的な見直しを行います。
- 身近な地域における自主防災組織等の育成強化に努めるとともに、消防・医療機関・行政等の連携により、各種災害に迅速に対応できる体制づくりを進めます。
- 防災行政無線による迅速かつ的確な情報伝達により、有事の際には的確な避難誘導等を行うなど、被害を最小限に抑える体制を構築します。
- 万が一の災害に備え、住民への避難場所の周知を図るとともに、自主防災組織と連携し、要支援者等を含むすべての地域住民が迅速に避難できる体制づくりに取り組みます。
- 土砂災害ハザードマップを活用した地域防災訓練を定期的を実施します。
- 広報や各種防災訓練等を通じ、防災意識の高揚と防災知識の普及を図ります。
- 学校教育や社会教育を通じ、様々な場における防災教育を推進します。
- 土砂流出や地すべり、急傾斜地崩壊等の防止のため、施設整備や河川改修等の治水事業を促進します。
- 林業振興等を通じた森林の適正な施業・管理による保水力の向上に努めます。
- 農業振興を通じ、老朽ため池の改修整備を進めるなど、農地災害の未然防止に努めます。

②消防

- 消防団組織の維持と、施設・装備等の適切な維持管理と充実に努めます。
- 自主防災組織や女性消防隊等の消防組織の育成に努めます。
- 広報等を通じ、火災予防等の知識の普及と意識の啓発に努めます。
- 県広域消防組合・関係機関等との連携により、救急体制の充実に努めます。

③防犯

- 地域・職場・行政・警察等の連携による防犯体制の充実・強化に努めるとともに、地域安全パトロールの展開等、住民による自主的な防犯活動を促進します。
- 子どもを犯罪から守るため、通学路の点検と安全の確保に努めるとともに、子ども110番の家や子どもを守るネットワークづくり等の活動の充実を図ります。
- 保健・福祉部門との連携強化により、一人暮らし老人等の安全対策を推進します。
- 消費生活にかかるトラブルや犯罪の防止・解決を図るため、消費者相談の充実や情報の提供に努めます。
- 防犯団体合同学習会等の開催により、防犯意識の啓発に努めます。

④交通安全

- 交通安全協会等との連携により、定期的に交通安全教室を開催するなど、児童・生徒や高齢者、歩行者、運転者等、それぞれの立場に応じた交通安全教育を推進します。
- 通学バスの安全運行を図るための道路整備や、通学路等における安全点検及び街頭活動の充実に努めます。
- 春・秋の交通安全運動等を通し、交通ルールの順守や交通マナーの推進を図るための啓発活動を推進します。
- 県・関係機関との連携を図りながら、住民の提案や意見を活かし、地域と一体となった住民参加型の交通安全対策を推進します。
- 交通量の増大に対応し、交差点の改良や信号機の設置を促進するとともに、ガードレールやカーブミラー、道路照明等の交通安全施設の整備を進めます。
- 幹線道路等の整備にあたっては、高齢者やしょうがい者、幼児等が安全に利用できる歩道等の確保に努めます。
- 道路整備・改良等の工事にあたっては、工事区間における仮設歩道の設置や警備員の配置等について適切な対応を図ります。
- 円滑な交通が確保されるよう、警察との連携により、交通指導取り締まりの強化を推進します。

6. 情報・通信

現 状 と 課 題

本村では、ケーブルテレビの整備により、テレビの地上デジタル放送への移行が完了するとともに、ブロードバンド（高速大容量通信）によるインターネットの利用や自治体自主放送の運用等が可能となっています。自治体放送設備についてもアナログからデジタルへの移行が完了し、現在、ケーブルテレビや村ホームページを活用した、迅速で的確な広報や行政情報の提供を進めています。

施策の方向性

ケーブルテレビや村ホームページ等を活用した村内外への情報提供・情報発信の充実と、防災行政無線による迅速で的確な情報伝達の推進を図ります。

また、ICT（情報通信技術）を教育や観光振興に積極的に活用します。

①地域における情報通信の活用

- インターネット、ケーブルテレビ、防災行政無線といったICTの活用により、住民の快適で安全・安心な住環境づくりを進めます。
- 個人情報の保護と流出防止のため、確実な情報管理システムの構築を図ります。
- 誰もが気軽に情報通信機器を利活用できるよう、学習の場や活用機会の提供に努めます。
- 情報通信技術を地域づくりに活かすためのリーダーの育成に努めます。

②地域外への情報発信と情報通信環境の活用

- 村ホームページ等の充実を図り、地域の魅力を地域外に積極的に発信・PRする仕組みづくりを推進します。
- 情報通信環境を活用した企業誘致や新たな就業形態による移住等の促進のため、情報提供や受け入れ体制の整備を進めます。

第2章 教育・文化

1. 学校教育

現状と課題

小学校は、平成14年に5校から3校となり、平成20年には1校となりました。以降、施設・設備の充実を図りながら、平成21年度に校舎の耐震工事を行ったほか、平成22年度には運動場を芝生化し、地域ボランティアにより維持管理されています。平成17年度に172人だった児童数は、平成27年5月現在136人と年々減少傾向にあります。が、「学び合う子どもの育成」を柱に「ふるさと学習」「国際理解教育」等、1学級23人前後の適正規模の少人数を活かした特色ある教育を進めています。

中学校は、昭和62年には村内1校となりました。それ以降、学習教室の空調や教育機器の整備を進めており、平成27年には太陽光パネルを校舎屋根に設置し、環境教育を進めています。平成17年度に105人だった生徒数は、平成27年5月現在75人に減少していますが、各教科学習の充実はもちろん、運動部・文化部の課外活動に力を注ぎ、県・近畿・全国大会へ選手を派遣するなど、学習面・運動面で小規模校の特性を活かした教育の充実を図っています。また、小・中学生とも、村内全域から通学バスを利用し、安全・安心な登下校を行っています。

高等学校は、山辺高等学校山添分校が昼間定時制高等学校として地域における高等教育の役割をはたし、農業・家政科の卒業生を多数輩出しています。平成17年度に66人だった生徒数は、平成27年5月現在41人と減少傾向にあります。が、山間に位置する小規模高校の特性を活かした教育課程を編成し、社会で生き抜くためのキャリア教育の充実等、少人数ならではの教育を推進しています。

施策の方向性

基本方針として、「子ども一人ひとりを大切に、魅力ある充実した学校教育」をめざします。

山添村の学校教育は、人間尊重の精神を養うことを基盤に、変化の激しい社会を生きる上で、心身ともにたくましく、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成をめざします。そして、山添村の学校環境を活かし、確かな学力と心豊かな人間性、たくましい心身の育成に努め、「郷土を愛し、夢に向かって伸びる意欲」を持った児童・生徒の育成に努めます。

そのため、学校は「21世紀社会を生き抜く力」を有した人材の育成に向け、常に実践的で魅力ある教育の創造に努めるとともに、教育委員会は学校の実情を把握し、教育環境を活かした未来志向の教育行政を展開します。

施策の展開

①教育内容及び指導の充実

- 「確かな学力」の育成を進めます。そのため、学校は教育活動の達成状況や学力・学習状況の結果等から、自己評価・関係者評価を活用し、展望ある教育内容の創造と指導の充実を図ります。また「授業改善」「個に応じた指導」「学級集団づくり」「家庭学習の定着」の4つを重点に据え、基礎・基本の学力を充実させるとともに、意欲を持って学習に取り組む態度を培うための教員の実践的研究を進めます。
- 「こころ豊かな人間性」の育成を図ります。そのため、家庭と連携し好ましい生活習慣と社会規範を身につけるとともに、互いの人権を尊重し合う心や、郷土を愛し美しいものに感動する感性を育みます。また、豊かな自然体験・異文化との交流・キャリア教育を大切にします。
- 「たくましい心身」の育成を図ります。そのため、運動やスポーツの持つ楽しさや喜びを体得し、自らの運動習慣や体力を見つめ、進んでその向上に取り組む意欲や態度を育てます。また、健康で安全に生活をする実践的態度を身につける教育を大切にします。
- 教員は、教育専門職として日々の教育活動を通し、子どもとの信頼関係づくりに努め、学び続ける熱意と高い指導力を有した指導者としての更なる向上を図ります。

②小・中(保)連携教育の推進

- 小規模校・少人数学級の特徴を活かし、義務教育9年間の一貫した教育を指向しつつ、小・中連携による系統性と連続性を踏まえた教育課程の編成に向け、可能な分野から具体的に取組を進めるとともに、保育園との連携についても推進します。

③地域と共にある学校づくりの推進

- 保護者や地域住民の力を学校運営に活かす「地域とともにある学校づくり」を進めます。学校の応援団として、家庭・地域・学校が連携を図り、様々な分野で協働して子どもを育てる活動を展開するとともに、多忙化する学校教育を支援します。また、大学との包括連携を通して、大学の持つ教育力を教育活動に活かします。

④国際理解教育の推進

- グローバル社会に対応した逞しく生きる人材を育てるため、意見を持ち、行動し、表現できる力を持った、コミュニケーション能力の育成を図ります。そのため、中学校はもちろん、小学校からの英語活動を進めます。

- ALT（外国語指導助手）の活用を積極的に図るとともに、外国人留学生との交流等、ネイティブな会話になじみ、異文化に触れる機会の創出を進めます。

⑤特別支援教育の充実

- 一人ひとりの教育ニーズを把握し、家庭や関係機関等と連携し、その能力を最大限に伸ばすための適切な指導及び支援に努めます。また、インクルーシブ教育の理念の下、共に学び合う機会を大切にし、互いに支え合い認め合う力を育てます。

⑥ICT教育の推進

- ICT機器の充実及び新たな利活用を図ることにより、効果的な授業と児童・生徒自らの学ぶ意欲を育てる学習を進めます。

⑦部活動や学校体育活動の推進

- 地域や大学等と連携し、指導者の確保や活動の支援を図ります。
- 専門指導員の活用、村内体育行事への積極的な参加、社会体育におけるスポーツ教室・総合型スポーツクラブへの参加等を通して、健康でたくましい体力づくりを推進します。

⑧読書教育の推進

- 豊かな感性と心や言葉を育むため、幼児期から本と出会い、読書に親しむことができるよう、保育園・家庭・地域と連携した「読書推進計画」を策定し、その推進に取り組みます。

⑨食育としての学校給食の推進

- 地産地消による郷土食材の活用等、山添村の特色を活かした学校給食の提供に努めるとともに、地域の生産者と連携した食材の確保や生産者と子どもとの交流会の開催等、安全で心の通う食育を進めます。
- 給食センターにおける安全・安心な給食提供のため、給食設備の充実を図ります。

⑩高校教育の充実

- 農業科と家政科の特色ある教育課程を編成し、生徒の個性を活かした授業や県外実習の実施等、魅力ある高校教育を進めます。また、教育効果を高める施設・設備の充実を図ります。

⑪通学の安全

- 小・中学校の完全バス通学の実施に伴い、委託業者の安全運行の確保やバス通学路の整備・雪寒対策により、更なる安全・安心な通学環境の確保に努めます。
- 山辺高等学校山添分校への通学手段の確保と利便性の向上を図ります。

※インクルーシブ教育：しょうがいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育

2. 生涯学習

現状と課題

生涯学習は、「誰もが、いつでも、どこでも」をモットーにした生涯を通じての学び合う場です。本村の生涯学習は、ふれあいセンターでの各種の催し、及び3地区公民館において子どもから高齢者までを対象に、月数回の「ふれあい講座・教室」を開催しています。

また、山添村文化協会は18団体あり、180余名の方々が俳句、狂言・能、手芸、書、詩吟等、多岐にわたって活発に活動し、広く住民参加に門戸を開いています。また、古くから継承されている伝統文化・民俗芸能は、文化財としての価値が高く、本村が誇る貴重な生涯学習の場ともいえます。

「子どもたちの伝統文化教室」は、地域の指導者が「小さな学校」として文化継承を行う貴重な取組であり、生涯学習の世代間交流として息づいています。

しかし、それらの活動は近年参加者が固定化しており、少子高齢化の中、特に青年・壮年層の加入者の減少が顕著であり、今後は文化の多様化に着目し、新たなニーズを捉えた学習の在り方が求められています。

施策の方向性

基本方針として、「風土の香り高い、生きがいを感じる生涯学習の拡充」をめざします。

すべての住民が生涯を通じて学習し、知識や技術、趣味の幅を広めることは、生活に潤いと張りを与え、人生を豊かにします。そのため、魅力ある生涯教育を提供し、学習の活発化を図ることは、村の活性化と地域づくりにつながる大切なものとして位置付けなくてはなりません。

今後は、各種講座や教室の在り方に検討を加え、活性化を図るとともに、新たな趣味・特技を活かした多様な学習機会の立ち上げや、多世代にわたるニーズの研究や指導者の掘り起こしを進めます。また、高齢者の生きがいともなる多様な学習形態の提供とともに、学習の成果を適切に活用し、社会参画につながる仕組みづくりのための適切な施策を推進します。

施策の展開

①生涯学習の充実

- 「社会教育委員会議」の機能を活かし、生涯学習の課題や今後の在り方について検討・協議し、具体的施策を定めます。
- 主体的に学習や活動に取り組めるような教室の開催に向けて、指導者を掘り起すとともに、生涯学習についての啓発を行います。
- 多様な住民のニーズに応えるため、既存の講座や教室、趣味の団体等の情報提供に努めます。
- 村内の3地区公民館の自主活動をはじめ、ふれあいホールにおける催しの活性化を図るため、文化協会や様々な文化団体との連携を進め、魅力ある学習会や講座の開催に努めます。
- 文化活動の情勢について、最小限の社会組織である家庭や地域から育むことができるよう、広報等による情報発信に努めます。

②生涯学習の「場」の提供

- ふれあいホールや3地区公民館及び公民館分館について、住民が生涯学習を行うことのできる学習の場としての活用を進めます。
- 生涯学習施設である東豊館、西豊館や旧北野小学校、ふれあいホール、役場会議室、学校の教室等、生涯学習に利用可能な施設の活用について、検討を進めます。
- 大川遺跡、毛原廃寺、神野山の各施設等、村が保有する豊富な歴史遺産や史跡、施設を活用し、野外における学習機会の提供に努めます。

3. 生涯スポーツ

現 状 と 課 題

生涯スポーツは、多様なスポーツやレクリエーション活動に親しむことを通して、人生を豊かにし、健康づくりや人との連帯感・協調性を育てます。

村ではその受け皿として、サッカー、バドミントン、卓球、テニスの4種目のスポーツ教室が開催され、子どもから大人までがスポーツに親しめる機会を提供しています。また体育協会では、11のスポーツ団体により、独自の練習や試合が開催されています。しかし、人口減少と少子高齢化の中、20代から50代の青年・壮年層の加入者が減少してきており、その指導者も不足してきています。

青年・壮年層は仕事等の関係で時間がとりにくい状況にありますが、夜や休日等の活用により参加を促し、今後は参加者としてだけでなく指導者としても運動サークルの中心的存在になってもらえるよう努める必要があります。

施策の方向性

基本方針として、「誰もが楽しめる多様なスポーツ活動の進展」をめざします。

一生を健康で過ごすためには、運動により体を動かすことが重要であり、今後、本村のスポーツを振興させていくためにも、村民の誰もが取り組めるスポーツの場づくりを進めます。また、スポーツ教室や体育協会加盟団体の活動等への参加者の減少や指導者不足に対応するため、スポーツ推進員等が中心となり、軽スポーツをはじめ様々なニュースポーツの紹介と参加への機会の提供を進めます。また、既存のスポーツ団体の種目について、誰もが参加できる種目別スポーツフェスティバル等のイベント開催について、検討を進めます。

施策の展開

①スポーツの場の充実

- スポーツへの機会の増大を図るため、村内各スポーツ施設の活用を促進するとともに、住民のニーズに応じた体育館や運動場等の学校施設の開放に努めます。
- スポーツ関連施設の有効かつ効率的な利用を促進するため、地域の身近なスポーツ施設等の管理体制づくりを進めるとともに、各種施設の他市町村との共同活用等、活発な利用体制づくりを進めます。

②推進体制の強化

- 地域が一体となってスポーツ活動に取り組むことができるよう、既存の総合型スポーツクラブの更なる振興を進めます。
- スポーツ関係組織である村体育協会加盟団体や各種クラブチームの育成、その他地域住民主体による活動の促進を行うとともに、研修の充実等により、スポーツ推進員を中心としたスポーツリーダーの養成に努めます。
- 幅広いスポーツ活動を促進するため、関係機関、団体等との連携強化に努めるとともに、スポーツに関する各種相談体制の充実を図ります。

③活動機会・内容の充実

- 健康づくりを目的とした、誰もが気軽に楽しめるスポーツイベント等の開催と充実に努めます。
- 布目ダムマラソン大会の一層の振興を図ります。
- 大学や他市町村のスポーツクラブとの連携により、本村の一層のスポーツ振興を図ります。
- 村民体育大会の一層の充実を図ります。
- 健康づくりを目的に、高齢者や壮年層の世代を超えた軽スポーツへの参加を推進します。
- 子どものスポーツ参加の充実を図り、競技スポーツへの取組につなげる環境を向上します。
- 山間の特性を活かしたスポーツ振興と都市住民等との交流を図るため、海洋センターのマリンスポーツと自然体験型スポーツをつなぐ観光型スポーツの普及を推進します。
- スポーツにおける事故防止と安全の確保を進めます。

4. 歴史・文化

現状と課題

本村の歴史は古く、縄文草創期（1万5千年前～1万2千年前）まで遡ることができ、ダム建設やほ場整備事業の際には、同時代の遺跡や遺物が村内各地で発見・発掘されています。また、奈良時代の寺院とされる毛原廃寺跡や、僧行基が創建したとされる神野寺は、悠久の歴史を今日に伝えています。歴史民俗資料館では、縄文から近現代に至る豊かな歴史資料を展示しています。

現在、本村では18団体が加入する文化協会の会員が文化活動を展開していますが、近年、団体構成員の高齢化と若い世代の加盟不足により、団体の継承が難しくなりつつあることから、世代を超えた趣向に沿った団体育成が急務となっています。

一方、古典文化の能や狂言、御殿万歳等、地域に古くから伝承されている民俗芸能は本村の文化の誇りとなっていますが、こちらも地域における継承者が減少し、その維持・継承が危惧されています。

そのほか、児童・生徒が文化に触れる機会を提供するため、文化鑑賞会や講演会、映画会や、児童の日頃の成果を発表する「伝統文化子どもフェスティバル」を毎年11月に開催するとともに、子どもの伝統文化を継承するため、昔の遊び・童謡・民話といった5つの教室が活発に活動していますが、少子化により、その参加者数は減少傾向にあります。

また、高齢者への文化提供として、大字単位での高齢者学習講座を開催し、年間約10回の講座や鑑賞、見学会等、多彩なメニューで文化活動を実施しています。

施策の方向性

少子高齢化や過疎化により、地域の歴史や文化の継承が難しくなる中、関係団体や学校、地域との連携により、維持と伝承のための環境づくりを進めます。

地区公民館の教室や催しについては、社会教育委員会議の公民館所管分科会の人的な支援・協議により、バラエティに富んだ教室等の開催を進めるほか、3地区公民館が合同する催しについて、現在の映画会以外の催しを増やすなど、新たな展開についての検討を進めます。

また、村民全体を対象にした文化鑑賞会や演芸等を通し、身近に本物の文化と接してもらう機会の創出に努めます。

施策の展開

①地域文化の振興

- 文化活動の拠点の一つとして、ふるさとセンターの利活用を推進します。
- 文化団体等への支援、公民館活動の充実等により、多彩な文化活動を促進します。
- 文化活動を通じた友好都市等との地域間交流を推進します。

②文化資源の保全・活用

- 大学との連携を図り、村内の古文書等、無形文化財資源の実態調査を進め、自治体指定文化財登録や、歴史・文化的風景とともに、記録保存を進めます。
- 本村の誇る縄文時代の遺跡の保存に努め、それらの文化資源としての価値への理解の啓発に努めます。
- 歴史民俗資料館等の展示内容の改変を図るとともに、防災・防犯体制の充実に努めます。
- 学校や地域と連携し、文化財を教材とした学習機会の創出や情報の提供、公開展示等の充実を図りながら、文化財保護思想の啓発に努めます。
- 文化財や歴史と身近にふれあうことのできる環境づくりを推進するため、地域の民俗行事や伝統文化の保存・伝承活動を促進するとともに、住民主体による勉強会の開催等について検討を進めます。
- 地域の無指定の遺物、建造物、書籍、無形文化財、風習、慣習について調査を行い、写真や計測、謂われなどを記録に残すとともに、映像による記録化等についても検討を進めます。

③推進体制の強化

- 文化活動の担い手である団体への支援やリーダーの育成を行い、文化活動の促進を図ります。
- 住民の多彩な文化活動支援のため、文化施設間のネットワーク化や情報提供体制の整備に努めます。
- 文化財保護委員会や歴史民俗資料館運営委員会の活動の活性化を図ります。

5. 人権

現 状 と 課 題

本村では、身近な人権問題に気付き、生活の場から人権課題の解決に向けての環境や条件を整備するとともに、差別意識の解消を図り、人権が尊重される村づくり・社会づくりにつなげる取組を推進しています。

学校における人権教育は、道徳や学級会の授業等を通し、児童・生徒の人権意識の向上を図り、生活に活かす指導を行うとともに、全教科領域を通して、自尊感情や自己肯定感を育む指導を重視しています。

本村では、村、村教育委員会、村人権教育推進協議会が一体となり、啓発・実践活動を進めてきました。人権教育は、同和問題をはじめ、女性やしょうがい者、高齢者、子ども等、あらゆる弱者の人権擁護と人権意識の高まりをめざしており、各大字主催の「地区別懇談会」では、教材を通し、家庭内や地域、職場における差別や不合理について懇談を重ねています。

施策の方向性

生涯を通じて、家庭・地域・学校・職場等において、多様な学習の場を提供し、行政・教育・関係団体等が連携して効果的な取組を推進するとともに、これまでの人権教育の在り方を問い、点検しつつ、人権意識の高揚に努めます。

また、学校における人権学習の継続や、地区別懇談会、学習会、発表会、講演会の開催を通し、人権意識を高めるため、村、村教育委員会、村人権教育推進協議会等すべての組織の協働により、施策を推進します。

施策の展開

①人権啓発の推進

- 同和問題をはじめ、あらゆる人権侵害を許さない環境の整備と社会的気運の高揚を図るため、啓発冊子やリーフレット等の様々なメディアの活用や工夫・充実に努め、積極的な啓発活動を推進します。

②人権教育の推進

- 村民や地域が抱える人権の課題に迫る学習教材の作成と活用を図りつつ、「地区別懇談会」の開催等、生涯を通じ、家庭・地域・学校・職場等における多様な学習機会を提供することにより、人権教育の推進を図ります。

③人権施策の推進

- 平成27年4月に策定した「山添村人権施策に関する基本計画」に基づき、総合的な人権施策に取り組みます。
- 指導者養成及び指導推進者の組織化を図り、人権保護活動の充実に努めます。
- 関係機関と緊密な連携を図り、人権教育・啓発に取り組む体制づくりに努めます。
- 教育・啓発・運動の任務をより確かなものとして、更なる連携の強化に努めます。
- 村民の生活上の相談に応じる人権相談活動の周知を図るとともに、関係機関との連携により、相談体制の充実に努めます。
- 男女が互いに人権を尊重し、性別に関係なくその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた教育啓発活動を推進します。
- 高度情報化社会の進展に伴い、インターネット等による人権侵害対策やプライバシー保護に向けた教育啓発活動を推進します。

第3章 産業・雇用

1. 農林業

現状と課題

近年、本村における主要農産物である茶や米の価格低迷や獣害の拡大等により、農業生産者の意欲低下による農業離れや後継者不足が大きな課題となってきました。

林業においても担い手不足が深刻化していますが、本村では放置林対策として、森林組合と連携して森林管理（間伐、枝打ち）や造林を行っているほか、平成27年度から、県の木質バイオマス発電所の稼働に伴う原材料の木材チップ用材の間伐材搬出事業（緑の再生プロジェクト事業）を展開し、林業の再生を進めています。

施策の方向性

農業においては、本村を代表する茶について、連携・協働による新たな商品開発や販売戦略の構築による活性化を進めます。

林業においては、森林組合と更なる連携を図り、木質バイオマス発電用材としての間伐材搬出事業の推進や、森林の多目的機能利用の観点による水源かん養機能の向上、土砂災害防止のための間伐事業（施業放置林整備事業）、造林事業等を積極的に推進します。

※木質バイオマス：樹木由来の生物資源。伐採された樹木や枝葉、製材で生じる樹皮等

【農業】

①魅力ある農業の展開

- 担い手不足の解消を図るため、認定農業者等に農地の利用集積を促進するとともに、高齢者の知識や技術を活用した農産物の加工や商品開発の推進に努めます。
- 消費者に魅力のある農産物を供給するため、茶をはじめとした本村の農産物のブランド化及び高付加価値化を推進します。
- 高齢化や担い手不足等による耕作放棄農地については、自然農法等の取組による有効的な利活用を促進します。
- 農業経営体制支援事業の活用により、大型機械の導入を進め、作業効率の省力化を図るとともに、認定農業者等への農地の集積を進めます。
- 意欲のある若手就農者を積極的に支援します。

②都市と農村の交流

- 旧保育園を活用した「かすががーでん」等の取組を推進し、農業体験を通じた都市住民との積極的な交流を図ります。
- 都市との交流を通じた販売促進を図るため、直売所等を通して消費者に対する食品や花卉等の各種情報提供の充実に努めます。
- 農産物の安定した需要を確保するため、消費者と生産者の交流を通じた新たな販路の発掘等について検討を進めます。

③生産基盤等の整備

- 未整備の農地等については、ほ場や用排水路等の土地基盤の整備を推進することにより、農作業の利便性を図り、農地の保全に努めます。
- 地域の自主的な取組への支援や計画的な農道整備等により、村内道路のネットワーク化を図ります。
- 農業の近代化を推進するため、関係機関との連携を図りながら、生産施設の再整備を推進します。

④生産・流通体制の整備

- 機械の共同利用等による集落ぐるみの合理的・効率的な生産体制を構築するため、集落営農の推進に努めます。
- 流通の効率化と環境負荷の低減を図るため、米等について学校給食への安定的な供給システムを構築するなど、地産地消を推進し、地域内における安定的な農産物の生産・消費を促進します。
- 生産、流通機能の向上を図るため、行政と農業協同組合の連携により、営農企画機能の更なる充実と支援に努めます。

⑤担い手の育成・確保

- 生産組織の育成や法人化の誘導を図るとともに、新規就農者確保事業等の取組により、多様な担い手及び新規就農者の育成・確保に努めます。
- 後継者や新規就農者への支援を推進します。
- 県との連携により、専門的な教育を受けるための支援体制の確立について検討を進めます。

⑥農業経営への支援

- 認定農業者や新規就農者に対し、経営に関する情報提供や研修等の支援を行います。
- 農業者の経営改善を図るため、「経営改善計画」を策定し、研修会・講習会等を通じた経営管理の合理化・近代化を促進するとともに、各種農業融資制度の普及と活用を促進します。
- 農家間の情報交換等、情報ネットワークシステムの充実を図りながら、需要に対応した計画的・安定的な農作物の生産を振興するとともに、農閑期の補完作物の検討と導入・定着に努めます。

⑦農村環境の向上

- 浄化施設の整備により、集落周辺の水質等の環境保全を図るとともに、耕作放棄地解消事業や花いっぱい運動等を促進し、環境や景観に配慮した農山村の形成に努めます。
- コミュニティ活動の促進等を通して、慣習・しきたり等の改善に努め、誰もが暮らしやすい集落環境の創出に努めます。

【林業】

①森林施業の推進

- 森林の管理・育成を推進するため、施業放置林整備事業や緑の再生プロジェクト事業を積極的に展開します。
- 効率的な森林施業等を行うため、計画的な林道の改良・舗装を進めるとともに、林道を補完する作業道の整備に努めます。
- 森林の適切な管理を推進するため、森林オーナー制の検討を進めます。

②生産・流通体制の充実

- 林業経営の改善等を図るため、林業研究グループ等の育成・強化を図りながら、小径木の有効利用について検討を進めるとともに、各種林業関係資金制度の普及に努めます。
- 県や森林組合との連携による情報ネットワーク化の検討を進めます。
- しいたけ等、地域特性を活かした特用林産物栽培の振興に努めます。

③森林の多目的利用の推進

- 森林の整備にあたっては、散策路や広場等の確保に努め、神野山を中心とした観光・レクリエーションや、自然体験学習等の場としての活用を図ります。
- 治山・治水事業等と連携し、土砂災害の防止等、防災機能の向上を図ります。
- 地域住民及び都市住民の参加による森林づくりを進めるため、林業や森林管理の仕組み等に関する情報の提供と啓発活動に努めるとともに、林業体験学習やボランティア活動等を推進します。
- 見せる林業、体験する林業のための技術・知識・経験を持ったリーダーや、森林の案内役となるボランティアの育成に努めます。
- 地域住民や都市住民の積極的な参加を促進しながら、計画的な広葉樹林の造林・整備を図り、水源かん養機能の向上や豊かな森の風景づくりを進めます。

2. 商工業

現 状 と 課 題

平成27年現在、国内の景気は徐々に回復傾向にあると言われていたますが、本村においては、その実感が得られていません。商工会では、地元商店等の恒常的な取組としてサービスシールの発行を行っていますが、人口の減少とともに個人商店等も減少し、地域の活気がなくなりつつある中、今後は新たな発想による取組が必要であると考えられます。

一方、商工会青年部が主催するフリーマーケットは、出店者・来場者ともに大きく増加しており、これを地域の商工全体の活性化に結びつける工夫が求められています。

施策の方向性

商工会の組織を強化するとともに、行政と商工会との協働による買い物弱者対策や、観光との連携による新たな市場の開拓を進めます。

また、観光との連携により、新たな特産品・土産物づくりを進めるなど、観光や交流を通じた地域の商工業の活性化を進めます。

施策の展開

①商業の振興

- 消費意欲の拡大や村内購買力の向上を図るための新たな取組、経営学習会の開催等の推進に努めます。
- 経営の効率化を促進するため、計画的・定期的な宅配といった販売方法の活用や、ケーブルテレビ・インターネット等を活用した販売手法の検討を進めます。
- 商業集積による魅力の向上を図るため、共同店舗や協業化について検討を進めます。
- 商工会との連携により、商業振興と買い物弱者支援対策として、村内における受注や配送の新たな仕組みづくりを進めます。

②工業の振興

- 商工会等、関係団体との連携を図りながら、地域に根ざした技術・経験を活用した既存産業の活性化を図ります。
- 経営の近代化、環境負荷の軽減、異業種交流活動を支援します。

③商工と観光との連携

- 村観光協会との連携を図り、地域の伝統・技術や観光キャラクターを活かした地域名産品や土産物づくりなど、商工振興のための積極的な取組を推進します。
- 商工会青年部が主催するフリーマーケット等への支援を通し、観光と商工の連携による活性化を図ります。
- 観光振興を通した新たな需要の開拓と土産物等の特産品の生産・販売による収益の向上を図るとともに、生産現場の見学機能や展示機能の創出、魅力ある店舗づくり等への支援に努めます。

④経営支援

- 商工会の活動強化に対する支援を行いながら、経営の近代化・合理化を促進します。

3. 新規産業

現 状 と 課 題

大阪と名古屋を結ぶ名阪国道沿いに立地しながらも、地形の高低が大きいいため、事業所や工場等の移設コスト面において、本村は必ずしも有利ではなく、企業誘致は進んでいません。また、長期的な景気の回復が見込めない中、人口の流出が続く本村においては、新規産業の創出についてもあまり期待のできない状況が続いています。

村では観光力の向上をめざして観光協会を設立しましたが、現時点では、観光振興による新たな特産品づくりや産業化には至っていません。

施策の方向性

企業誘致について継続して取り組むとともに、起業や既存産業からの拡大による新規産業の創出についての支援を推進します。また、観光との連携による新規産業の発掘にも、積極的に取り組みます。

施策の展開

①企業誘致

- 名阪国道沿道等における産業誘導のため、用地提供等の協力体制について詳細な調査を行うとともに、工業用水等の確保について県への要望を進めます。
- 企業誘致を促進するため、誘導に向けて具体性のある新たな取組を検討・推進します。

②起業家の育成

- 新たな事業を展開するための窓口の設置、各種情報の提供、優遇施策、ケーブルテレビやインターネットの活用等により、起業家の育成支援に努めます。
- 新たな事業に取り組む若者等に対する支援を行うため、公共施設等が活用できるよう検討を進めます。

③就業の場の拡大

- 村観光協会を中心に、就業の場の拡大につながるよう、観光振興に努めます。
- 観光の振興を通じ、特産品加工や都市住民との交流による既存産業の拡大に努めるとともに、インターネット等を活用した特産品販売の体制づくりを進めます。

4. 雇用・就労

現 状 と 課 題

雇用については、役場住民ホールにおいて情報提供を行っていますが、既存産業の振興や企業誘致が進まない中、村内における就業や雇用機会の拡大は見込めない状態が続いています。

施策の方向性

商工会等と連携し、引き続き雇用に関する情報の提供を行うとともに、村内企業・事業所への村民優先雇用の斡旋等を進めます。また、起業支援や若年層への就農支援を通し、新たな就業機会の創出に取り組みます。

施策の展開

①雇用の創出

- ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携し、求人・求職情報を効果的かつ即時的に収集するとともに、役場住民ホール等における情報提供の実施や就職相談体制の充実に努めます。
- 女性の雇用を促進するため、男女の雇用機会均等を推進するとともに、仕事と家庭が両立できるよう、保育サービス等の支援体制の充実に努めます。
- 若者の定住促進に向け、中学生・高校生の就業体験等を通じた職業意識の向上に努めます。
- 農林業・商工業等の既存産業の振興に加え、企業誘致等、新規産業の誘導・育成を図り、高齢者やしょうがい者等に適した就業機会の充実に配慮しつつ、新たな雇用創出に向けた取組を進めます。
- 村内の企業や事業者等に対し、村民の優先雇用を働きかけます。
- 新たな就労機会の創出と耕作放棄地防止のための施策として、若年層の就農支援を推進します。

②職業能力の開発

- 県や関係機関との連携を図り、パソコンやホームヘルパー等の講習会の開催を通して、勤労者の能力開発を支援します。

第4章 観光・交流

1. 観光

現状と課題

村のPR力を強化するため、山添村観光協会を設立し、民間も含めた観光関連団体等の連携強化や既存観光施設の整備による魅力向上、各種メディアやイベントを通しての情報発信を推進しており、近年では観光人口も増加の傾向がみられます。特に村の観光拠点である神野山では、毎年、観光人口が増加しており、今後の発展についての期待も寄せられています。また、近隣市町村との連携により広域観光ルートを設定し、観光客の相互誘致にも取り組んでいます。

今後の課題としては、今ある観光資源や文化資源の一層の活用、地域と一体となった新たな魅力の創出、おもてなし力の向上、インバウンド対応等、観光産業を成熟させ地域の活性に結びつけることにあり、また、ボランティアガイド等、観光を支える人材の育成、確保も推進する必要があります。

施策の方向性

今ある地域の伝統行事等の文化資源を活かし、既存の観光資源と結びつけることにより新たな魅力を創造し、独自性と回遊性の高い観光ルートの構築を推進します。また、年々増加している県内への外国人観光客についても、その誘致と受け入れ態勢の整備を積極的に推進します。

今後の本村の観光事業については、山添村観光協会を中心として、住民、各種団体、民間企業との連携の推進と協働体制の確立を図るとともに、観光推進のための地域に密着した人材の確保と育成を推進します。

※インバウンド：海外から来る観光客。外国人旅行者の誘致をさすこともある

施策の展開

①観光の拠点づくり

- 神野山周辺の集客力を高めるため、県立神野山自然公園及び茶の里映山紅、森林科学館、羊毛館、木工館等各施設の有効的な利活用を促進し、ハイキングコースの設定等、滞在型観光のための機能強化に努めます。
- 老朽化した施設等については、利用状況や今後の利活用について検討し、必要に応じた整備や更新を図ります。
- 布目ダム湖における海洋センターの利活用を促進するとともに、釣り場、水辺環境の整備を推進します。
- 上津ダム湖周辺の観光開発についての取組を充実します。
- カントリーパーク大川等を拠点とした青少年体験学習・交流事業等を推進します。
- 農林業等を通じた農山村体験や学習型の滞在機能を強化するため、空き家等を活用したグリーンツーリズムの推進等について検討を進めます。

②観光のネットワークづくり

- 奈良県ビシターズビューロー、京・伊賀-大和広域観光推進協議会、大和高原（東吉野）観光振興協議会等のネットワークを活用した観光振興を推進します。
- 村観光協会が中心となり、村内の観光施設間の連携や情報交換等を進めます。
- 近隣の観光地等に訪れている人々を誘導するとともに、選択肢の拡大による観光需要の掘り起こしを行うため、隣接市町村との連携による広域的な観光ルートを設定するとともに、観光パンフレットの充実、観光キャンペーンの強化を図ります。
- 神野山や名張川流域等における散策ルートや、自然・歴史等のテーマを持った散策ルートの設定等を行い、村内の観光資源のネットワーク化を図ります。
- 訪れる人々が目的地等の情報をわかりやすく入手できるよう、観光案内板や文化財案内板・説明板等の充実と修景に努めます。

※グリーンツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

③観光を支える人づくりと諸活動の推進

- 観光を通じた地域の活性化を具体的に推進するため、「山添村観光ビジョン」を策定し、住民との協働により、その具現化をめざします。
- 観光を支えるリーダーづくりを進めます。
- 訪れる人々に山添らしい生きた情報を提供するため、住民の知識・経験を活かしながら観光ボランティアガイドを育成し、その活用を図ります。
- 地域住民主導による伝統行事の活用等、個性あるイベント開催の検討を進めるとともに、地域づくり活動を通じた地域の魅力の向上、受け入れ環境の整備を促進します。
- インターネットをはじめとする様々なメディアを活用し、魅力的な観光情報を積極的に提供します。
- イワクラ等、本村の観光資源に関連する各種活動を通じた交流を促進します。

④観光関連産業の振興

- 農産加工品等の土産物や山添の味（料理）の研究・開発等を推進するとともに、地場産品の販路拡大に努めます。
- ダム湖、河川等の漁場環境の保全と釣り場等の確保に努めながら、観光漁業の振興を図ります。
- 「大和茶」を使用したメニューの開発や、地産のジングスカン料理、イノシシ等のジビエ料理の活用を進め、本村ならではの「食」の提供を行います。

2. 交流

現 状 と 課 題

近年は、農山村におけるグリーンツーリズムやエコツーリズムといった新たな旅行や交流形態への需要が高まっており、本村においても農家民泊や農産物の収穫体験等の実施を進めています。

また、本村は中央を名阪国道が通り、京阪神圏と中京圏の中間に位置し、両圏の住民と交流を見込むことのできる立地条件にあることから、その活用による交流の拡大について、検討を進めています。

現在、友好都市である大阪府藤井寺市とは、観光・教育・福祉等、多くの分野で交流を行っていますが、今後は他都市も含め、更なる交流の活性化に向け、交流内容の充実を図る必要があります。

施策の方向性

本村の立地条件を活かし、各分野と協力して農山村ならではの体験プログラム等の検討を行い、交流人口の増加を図ります。また、地域住民の参画により、地域の活性化や交流を通じた移住・定住の推進を図ります。

藤井寺市をはじめとする都市部との交流事業については、継続して実施するとともに、内容等についての精査・検討を行い、その活性化を図るほか、平成25年度から事業展開している「かすががーでん」における都市住民との交流事業をさらに推進します。

※エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方

施策の展開

①都市・地域間交流

- 村営施設はもとより、村内のゴルフ場や観光関連事業者等と連携し、本村の農山村環境を活かした交流を推進し、村の活性化に努めます。
- 人口減少対策としての移住・定住促進に向け、空き家情報を広く発信するなど、地域とともに移住希望者の受け入れ体制の構築を進めます。
- 友好都市藤井寺市をはじめとする都市部との交流事業の活性化を図るとともに、経済交流の実現や若者の交流機会の創出に向けて、他市町村との交流事業を推進します。
- 地域資源である村内のイワクラや縄文遺跡をテーマとした交流を推進します。

②国際交流

- 学校において、インターネット等を通じた外国との情報交流を推進します。
- 国際化に対応するため、学校教育・社会教育において人権学習や国際理解学習を積極的に取り入れるなど、国際交流を深める環境づくりを推進します。
- 地域の空き家に外国人等を温かく受け入れることのできる環境づくりを推進します。

第5章 健康・福祉

1. 保健

現状と課題

現在、本村では、「健康山添21<2期>計画」や「山添村食育推進計画」に基づき、健康維持・増進や予防等の各種施策を展開するとともに、住民のライフステージに応じた事業の実施や啓発指導活動の充実を図っています。

また、生活習慣病の発生や重症化予防に向けた指導や啓発活動を推進するとともに、保育園、小・中学校、老人クラブ等関係団体との連携により、食育事業への取組を通じた健康づくりを推進しています。

健康診査の受診率は比較的高いものの、新規の受診対象者や働き盛り世代の受診率が特に低い現状にあることから、今後は未受診者に対する受診啓発や勧奨の強化及び特定保健指導実施率の向上等、生活習慣病予防のための事業展開を更に進める必要があります。

施策の方向性

「健康山添21<2期>計画」において“健康寿命の延伸”をテーマに設定した8つの方向性、「家族」「地域〈元気で長生き〉」「たばこ」「お酒」「運動」「食事」「歯」「こころの健康」に基づき、各種事業の積極的な展開を進めます。

特に、疾病の予防、進行の防止、健康の増進のため、健康診査受診率を更に向上させ、疾病の早期発見、早期治療に繋げる一方、保健・栄養指導をはじめ、生活習慣の改善や見直し等の支援に向けた体制の充実を図るとともに、健康づくりに関する普及啓発を推進します。

施策の展開

①健康の保持・増進

- 「健康山添21計画」「山添村食育推進計画」を基本とし、目標課題に沿った事業の展開に努めます。
- 「山添村食育推進計画」の実績評価検証により、食育への取組の効率的な推進を図ります。
- 健康づくり推進協議会の開催により、健康づくりに向けた施策への取組について評価・検討を行います。
- 地域の健康づくりリーダーである保健推進員の意識高揚を図るとともに、住民への健康意識の啓発や情報提供の充実に努めます。
- 特定健診・がん検診等の充実と受診率の向上を図り、早期発見・早期治療等、健康の保持増進を推進します。
- 乳幼児をはじめ、保育園や小・中学校、関係機関・団体と連携した食育事業を推進します。
- 診療所医師との連携により、保健予防指導の強化を図ります。
- 家族や地域の健康づくりをめざし、家族ぐるみのコミュニケーション活動の促進・支援を図るとともに、地域でふれあい、支えあう環境づくりに努めます。

②保健予防サービスの充実

- 特定保健指導対象者の健康確保を徹底するため、指導実施率の向上を図ります。
- 住民が気軽に健康相談、栄養相談、歯科相談等のできる体制の充実や情報提供の拡充を図ります。
- 健診結果説明会の参加率向上のため、説明会の夜間開催等、開催形態の検討と充実を図ります。
- 健診未受診者の意識等の把握に努めるとともに、受診率向上に向けた勧奨の取組を推進します。
- 乳児から高齢者までを対象とした健康診査や健康相談、健康教育等の保健事業を推進します。
- 小・中学生への喫煙防止啓発活動を推進します。
- 認知症に対する理解や啓発を推進し、認知症サポーターの量的養成に努めるとともに、早期発見・早期診断に繋げる体制づくりを進めます。
- 歯科衛生士による高齢者の口腔機能向上に向けた指導・啓発を推進します。
- 高齢者の健康づくりを推進するため、「健康山添体操」や「誤嚥^{ごえん}にナラん！体操」等の推進による運動の習慣化を図り、心身機能の向上と回復に努めます。
- 介護サービスや福祉サービスについて適正なモニタリングを行うとともに、これらのサービス対象者等の適正医療受診指導の推進に努めます。
- 生活習慣の見直しや改善を図るため、健康的な食生活の実践や歯科保健の推進、喫煙対策、適正な飲酒習慣等の向上のための支援を推進します。

※認知症サポーター：認知症に関する知識をつけて、地域の認知症患者をサポートする人

誤嚥^{ごえん}にナラん！体操：食物や細菌が気管に入り込むこと（誤嚥）による肺炎の発症事例が高齢者に多いことを背景に、奈良県健康長寿共同事業により開発されたオリジナル体操

2. 医療

現状と課題

現在、本村では東山・豊原・波多野の3診療所を運営しており、2人の常勤医を中心とした診療体制を確保するとともに、施設の補修や医療機器の計画的更新・充実により、より良い診療環境の維持を図っています。また、近年は三重県近隣市の協力により、二次救急医療体制も整ってきています。

今後は更に地域の高齢化が進む現状を見据え、限られた移動手段しか持ち得ない高齢者の負担軽減に配慮しつつ、誰もが少しでも身近で治療を受けることができるよう、保健予防との連携を図りながら、3つの診療所が一次医療機関としての役割を担っていくことが必要です。

施策の方向性

本村の地理的条件や交通体系及び高齢化等の現状を踏まえ、可能な限り3つの診療所の運営を継続し、地域住民が安心して日常生活を送ることができるよう、医療環境の維持に取り組みます。また、保健・福祉・医療が連携した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するとともに、訪問看護の充実や、医療機器等設備の更新・充実を図ります。

※地域包括ケアシステム：医師の往診や訪問看護、介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにする態勢

施策の展開

①診療所の維持と充実

- 保健予防施策との連携を強化しながら、医療費の抑制に配慮しつつ、医療機器等設備の計画的な更新による充実を図り、3診療所の健全な運営維持に努めます。
- 保健・福祉・医療の連携による地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するとともに、在宅医療、初期医療、予防医療の充実に努めます。
- ケアマネジャーとの連携による訪問看護を充実しつつ、介護家族の負担軽減等に努めます。
- 福祉バスの再編等、診療所へのアクセスの向上について検討を進めます。

②救急医療体制の充実

- 二次救急医療の受け入れ体制の充実確保に努めます。
- 消防や医療機関との連携を図りながら、救急・夜間診療や休日診療の確保といった救急医療体制の確保と、プレホスピタルケアの充実に努めます。

※プレホスピタルケア：救急現場及び搬送途上における応急処置

3. 福祉

A. 地域福祉

現 状 と 課 題

地域福祉を推進するためには、村づくりの各分野との連携の下、総合的な村民の生活向上をめざす視点が必要であり、各福祉サービスの推進とともに、行政だけでなく、地域住民や団体・民間事業者等との連携・協働による取組が重要になってきています。

施策の方向性

既存制度の活用とあわせ、住民の様々な生活課題に対応するため、村社会福祉協議会との連携・協働による取組を充実させるとともに、自治会、民生児童委員、福祉事業者等との連携強化と情報共有を図り、地域に根ざした福祉活動の推進に努めます。また、制度で対応できない問題、課題等についても、村社会福祉協議会との施策連携、協働による取組を検討するとともに、地域における自助・共助・公助による取組関係の構築に努めます。

施策の展開

①地域福祉の推進

- 大字単位でのサロン活動等を通じ、地域に根差した交流や生きがいの場づくりを支援するとともに、介護予防や健康意識の醸成と指導・啓発活動を推進します。
- 地域福祉活動を担う村社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、地域、ボランティア等と連携したネットワークの強化に向けた支援を行います。
- 地域住民や老人クラブ等の各種団体で構成する小地域チームの自主的・主体的な福祉活動への積極的な参加を促進します。

②地域福祉を支える人づくり

- 認知症対策として、認知症サポーターの養成を進めます。
- 自殺防止対策として、ゲートキーパーの養成や、啓発物品等の配布、相談従事者講習会の開催を図ります。
- 民生児童委員協議会への支援を行います。
- 村社会福祉協議会と連携し、小地域福祉活動サポーター研修会を開催します。
- 地域福祉活動を推進するため、専門職員からボランティアまで、幅広い人材の育成・確保のための支援に努めます。
- 地域における「支えあう心」の育成を図るため、生涯学習における各種講座等の福祉教育を推進するとともに、広報等を通じた情報提供や啓発活動の推進に努めます。
- 児童・生徒の福祉に対する関心を高め、意識の高揚を図るため、学校、関係機関との連携により、ボランティアの体験機会等の提供に努めます。

③人にやさしい地域づくり

- ひだまり広場づくり推進事業の推進を図ります。
- 誰もが安心して使用することのできる多目的トイレの整備の設置について、検討を進めます。
- 安全で快適な環境づくりをめざし、公共施設等の点検とバリアフリー化の推進に努めます。

※サロン活動：地域で生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動

ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る等）を行う人

B. 高齢者福祉

現状と課題

本村では、平成27年4月現在、高齢化率が40%を超え、高齢化の進行が顕著となってきました。そのような状況の中、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の増加も懸念されますが、誰もが可能な限り住み慣れた地域で生きがいを持った生活が送れるよう、本村では各種サービスの提供に努めています。また、高齢者福祉を推進するためには、老人クラブとタイアップした事業展開の充実が必要となりますが、近年、加入会員の減少や参加者の高齢化が課題となってきました。

施策の方向性

生活支援サービスの充実をはじめ、健康啓発や介護予防施策への取組等、保健指導と予防啓発の充実を図り、健康寿命の延伸をめざします。また、健康相談や指導体制の充実とともに、特に認知症予防対策等の介護と医療が連携した対策の強化と、地域包括ケアシステムの構築等、新たな地域支援事業の展開に向けた取組を進めます。

施策の展開

①福祉サービス等の充実

- 地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域における福祉施策の強化とサービスの充実を図ります。
- 70歳以上の公共交通空白地有償運送利用者に対し、利用料の半額助成を継続して実施します。
- 介護予防教室（元気はつらつ体操教室）等の開催により、住民の健康保持を推進します。
- 保健・医療・福祉等の各部門が一体となり、健康の保持や増進、保健師等による訪問指導や機能訓練等の各種訪問サービスを推進するとともに、適正な専門職の確保に努めます。
- 高齢者一人ひとりが、それぞれの状況に応じた在宅福祉サービスや施設福祉サービスが受けることができるよう、きめ細かな情報提供に努めます。
- 高齢者福祉に対する理解を深め、協力を得るための各種啓発活動を推進します。

②長寿社会における生きがいの創造

- 高齢者の自主的な活動を総合的に推進するため、村老人クラブ連合会活動への支援、助成を行います。
- サロン活動実施地区について、保健師等による活動支援の拡充を図ります。
- 老人クラブ料理教室等との連携により、食育を推進するとともに、生活習慣見直しのための情報提供を行います。
- 高齢者学級等の生涯学習や軽スポーツ等への参加を促進するとともに、地域特性を活かした文化活動や趣味活動に対する情報提供等の支援を行います。

③社会参加の促進と生活環境等の向上

- 認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症に対する理解についての啓発活動を推進します。
- サロン活動等の地域活動リーダーや地域づくりボランティアの育成確保に努めます。
- 高齢者が様々な生きがいづくり事業に主体的に取り組んでいくための支援に努めます。
- 高齢者の知識や経験等を活かした世代間交流の促進に努めます。
- 高齢者が暮らしやすい住宅づくりを進めるため、増改築や修繕、設備の更新等に対し、情報提供等の支援に努めます。

C. しょうがい者(児)福祉

現 状 と 課 題

しょうがい者(児)福祉については、「第4期障害福祉計画」に基づき、「誰もが安心、安全に暮らせる地域社会の実現」を基本理念とした各施策の推進とともに、障害者自立支援協議会等における検討・協議による取組を進めています。更に、サービス提供体制の充実やニーズに対応した相談支援体制の強化が一層重要になる中、村内におけるサービス提供施設や事業者の確保が課題となってきました。また、災害発生時における避難活動への支援体制の確保等も、今後の大きな課題です。

施策の方向性

「その人の暮らしを守る支援」「人のつながりの再生」「自己決定の尊重」「必要なサービスを必要な時に利用できる」「社会参加の促進」「しょうがい者の避難支援体制等の整備」の6つを基本的視点として、各施策の推進に努めます。また、社会参加のための支援体制の充実や支援サービス基盤の整備、相談支援体制の確保・充実や、民間事業者等との連携による生活支援や活動の場等の基盤整備に努めるとともに、災害弱者に対する避難支援や援助等、防災体制に関する検討の推進を図ります。

施策の展開

①在宅・施設サービスの充実

- 在宅生活を支援するため、村内事業所との連携により、相談支援員を配置し、相談支援体制の充実を図ります。
- 在宅生活を支援するため、日常生活用具・福祉機器の給付といった在宅福祉サービスの一層の充実に努めます。
- 医療給付や施設通所給付を実施します。
- しょうがい者や家族等の生活を支援するため、居宅介護や生活介護等、各種サービス給付制度の円滑な推進に努めます。
- しょうがい者の地域生活を支える拠点となる入所・通所施設の運営を支援します。

②社会的自立の支援

- 保育園等における心理相談員による発達や療育相談を充実するとともに、保健師と保育士の連携による日常の相談支援体制の強化及び就学に向けた継続的支援を行います。
- 乳幼児健康診査の実施により、しょうがいの早期発見・早期支援に努めます。
- 福祉サービスの利用にあたっては、利用者の主体的な選択を支援し、生活全般を総合的に支援するマンパワーを確保し、ケアマネジメント体制の確立に努めます。
- しょうがい児の保護者に対し、保育園、学校、こども家庭相談所、保健師等が綿密な連携をとり、乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- 公共職業安定所や関係機関との連携を図り、職業相談の充実等による雇用・就労の促進に努めます。
- しょうがい者が自立した生活を送ることができるよう、住環境の整備・改善に対する支援を行います。

③社会参加の促進

- 社会参加促進事業により、しょうがい者やその家族の交流体験等の活動を推進し、心や体の健康づくりを支援します。
- しょうがい者の移動を支援するため、公共交通空白地有償運送利用者への利用料半額助成等、移動サービス体制の充実に努めます。
- 障害者自立支援協議会「子ども部会」や「生活部会」の活動を促進するとともに、支援の充実に図ります。
- しょうがい者への偏見をなくし、温かい心で接することができるよう、啓発活動や福祉教育を推進します。
- しょうがい者の社会活動参加を促進するため、身体障害者福祉協議会等の福祉団体やボランティア等との連携の充実に努めます。

D. 子育て支援

現状と課題

過疎化の影響もあり、本村の出生者数は漸減傾向にあります。近年では年少児の保育ニーズが高いこともあり、3か所の保育園の運営により子育て支援サービスの充実に努めています。また、乳児訪問をはじめ、離乳食教室やサークル、乳幼児健康診査等、妊娠期から就学期まで切れ目のない一貫した事業展開により、支援体制の充実を図っているほか、保育園、小・中学校等と連携した食育事業の取組を推進し、こころとからだの健康づくりに努めています。少子化が社会問題となる中、本村においては、若い世代が安心して子育てのできる環境づくりや支援体制の充実を進めるとともに、家庭、地域、関係機関が一体となり、子どもたちが心身ともに健全に育つためのきめ細かな対策が必要です。

施策の方向性

「山添村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家族、地域、行政が一体となった取組を推進するとともに、仕事と子育ての両立ができるよう、すみれ・ひまわり・さくら各保育園の保育環境条件の整備及び運営の充実を図ります。また、保健師や栄養士を中心に、子育て支援に向けての各種事業の展開や保健予防の充実、育児相談や指導等、関係機関との連携を密にした支援を推進します。

施策の展開

①保育サービスの充実

- 年少児の保育に対応した保育士の確保や、必要に応じた施設の修繕等により、保育の体制や環境の整備を図ります。
- 一時保育、延長保育等、就労等の家庭環境に対応した保育サービスの充実を図ります。
- 健康診査、歯科検診、予防指導のほか、保育園における親子健康教室やおやつづくり等による食育を一層推進し、子どもの健康増進を図ります。
- 心理相談員等による発達相談や巡回指導の充実を図ります。
- 時代に適応した保育内容の充実を図るとともに、保育士の資質向上等、適切な体制づくりに努めます。

②放課後児童の健全育成

- 放課後児童クラブの運営を充実するとともに、保護者の就労支援や児童の健全育成に努めます。

③出産・育児支援

- 乳幼児家庭訪問をはじめ、妊産婦や乳幼児の保護者に対する相談・指導体制や情報提供の充実を図ります。
- 乳幼児健診や歯科検診・予防接種の実施により、子どもの健やかな成長を支援します。
- 離乳食教室や生活習慣指導、食育推進、親子交流といったサークル活動等による育児観察、相談実施や保育園開放事業等により、切れ目ない支援を推進します。
- 任意予防接種費用の一部助成や妊婦健康診査費用助成により、出産・育児に関する経済的負担の軽減を図ります。
- 児童への虐待を防止するため、関係機関との連携を図りながら、早期発見や保護者への育児支援に努めます。

④地域における子育て環境づくり

- 子どもの見守りと虐待等防止のため、要保護児童対策地域協議会の開催とあわせた研修等を実施します。
- 遊びを主とする健全育成の拠点となる児童館活動の充実や公民館活動を推進します。
- 地域の行事や公民館活動等を通じた異年齢児交流や、老人福祉施設の訪問、郷土文化伝承活動や昔の生活・遊び等を通じた世代間のふれあい・交流活動を進めます。
- 公共施設等を活用し、子どもが安心してのびのび遊べる場の確保に努めるとともに、保育園等の施設を利用した保護者への育児指導、親子や親同士の仲間づくりの推進、ふれあい交流の場の提供に努めます。
- 地域における子育ての推進体制を整えるため、地域指導者・リーダーの養成、子ども会の組織化に努めます。
- 県主催による「山添村一日こども相談」の開催や、いじめや登校拒否等に対応した相談体制の充実に努めます。
- 地域ぐるみで子育てができるよう、啓発活動を推進するとともに、子育てに関する情報提供等に努めます。

⑤母子・父子福祉

- 民生児童委員や主任児童委員等との連携を図りながら、生活相談体制の強化に努めます。
- 家庭環境に応じた保育料の免除や資金貸付等の活用等、経済的な支援を実施します。
- 児童福祉等各種福祉活動との連携により、母子・父子家庭を地域で支えあう体制づくりを進めます。

E. 社会保障

現状と課題

今後も要支援・要介護認定者数が増える見込の中、少しでも長く健康でいきいきと暮らせるよう、予防を重視した生活の改善、質の向上をめざすことが求められています。更に、介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業の枠組みが変更されたことに対応した体制の整備が急務です。また、今後更に増加が予測される認知症の予防対策への取組が重要になることから、業務の遂行にあたる職員体制の強化が大きな課題です。

施策の方向性

高齢者を地域で支える体制の中核的な役割を果たす地域包括支援センターの機能強化とともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。また、法改正による「新しい総合事業」への移行に向けた対策・取組を進めるとともに、業務に対応した専門職の養成・確保を進めます。

※新しい総合事業：要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスではなく、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる事業

施策の展開

①低所得者福祉

- 民生児童委員等との連携により、援護を必要とする世帯等の情報把握に努めるとともに、県福祉事務所との連携の下、実情にあった指導や援助、各種相談業務の充実に努めます。

②国民健康保険

- 医療費の低減を図るため、保健行政と連携した住民の意識改革に努めるとともに、各種健康づくり活動を推進します。
- 医療保険制度等に対する認識を高めるため、広報等を通じた啓発を推進します。

③介護保険

- 介護相談に対するきめ細かな対応とともに、必要なサービス提供に向けた迅速な事務処理の実施に努めます。
- 村内や近隣市等の介護サービス事業者との連携によるサービスの確保に努めます。
- ケアマネジャーとの連携や情報の共有による適切なサービスの提供に努めます。
- 一人暮らし世帯や高齢者世帯への対応や認知症予防対策等、総合的な生活支援サービスの充実のため、「山添村介護保険事業計画」に基づいた事業の推進を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。
- 地域における介護力の強化を図るため、様々な課題の把握や「新しい総合事業」への移行に対応した体制を確立するため、地域ケア会議を設立し、将来的な政策形成の検討を進めます。
- 介護保険事業者の整備・確保を図るとともに、村社会福祉協議会や民間事業者との連携により、高齢者とその介護者の状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。
- 要介護者等が自立した生活を送ることができるよう、それぞれのニーズに適合したサービスを自ら自由に選択するための分かりやすい情報提供や、相談体制の充実に努めます。
- 家族介護者に対し、介護の知識や技術等の情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、心身の健康やゆとり確保のための交流活動を促進します。

※地域ケア会議：地域包括ケア実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議

第6章 協働・連携

1. 地域内連携

現状と課題

本村では、地域内における住民同士の理解や協力を促進するため、ケーブルテレビや村ホームページ、広報等を活用し、適切な情報提供に努めていますが、現時点においては、それらが地域のつながり強化や活性化に結びついている状況ではありません。

また、ボランティアについては、「春・夏休み福祉体験学習会」の開催等を通じて意識啓発を行っていますが、活動は村社会福祉協議会における取組が主となっており、村行政として新たな体制づくりへの取組や学習機会等の提供が十分ではありません。そのため、今後は住民との協働による体制づくりや地域づくりにつながる活動の促進・支援の強化が必要です。

更に、共に助け合い、お互いの協力の下、地域と一体となった村づくりに取り組むことが必要です。

施策の方向性

ケーブルテレビや村ホームページを活用し、地域の情報の積極的な提供を推進するとともに、地域のつながり強化と活性化を図るため、地域のリーダーとなる人材の育成を図ります。

また、ボランティアを通して、地域の暮らしを支えるためのつながり強化をめざし、村社会福祉協議会等との連携体制の構築と活動の支援を推進します。

同時に、住民と行政の役割分担を図り、住民意向の反映に努めるとともに、地域と行政が一体となった協働による村づくりを推進します。

施策の展開

①魅力ある地域づくり

- 住民の結びつきを深めるため、各地域で行われている行事や祭りの継続的な実施を促進するとともに、自然や歴史、産業等を活かした参加・体験型イベント等の新たな取組について支援します。
- 各大字単位で自主的に取り組む個性ある地域づくりについて、支援を進めます。
- 地域の生活環境等の向上を図るため、親切・美化運動や花いっぱい運動等を促進します。
- 若者等の定住を促進し、暮らしやすい地域づくりを行うため、慣習や約束事等の見直しに取り組みます。
- 「かすががーでん」等の取組を地域住民とともに実施し、交流を通じた地域の活性を推進します。

②人づくりと情報の支援

- 地域づくりのリーダーとなる人材の育成を図るため、学習・研修機会の提供や多様な交流活動の推進に努めます。
- 地域活動を支援するため、公共施設等を活用した情報提供や活動の拠点づくりを進めます。
- ケーブルテレビや村ホームページ等を活用し、地域づくり活動について、即時性のある情報提供とネットワークづくりを推進します。

③地域ボランティアの確立

- 村社会福祉協議会等との連携により、様々な地域づくり・村づくりの原動力となるNPOやボランティア団体の育成支援と連携強化に努めます。
- 公共施設等を活用したボランティア活動の拠点となる支援センターの設置を促進します。
- ボランティア活動への意欲の醸成や活動の円滑化等を促進するため、ボランティア間の交流・連携に努めます。
- ボランティア活動を積極的に推進していくため、住民との協働による体制づくりに取り組みます。

2. 広域連携

現 状 と 課 題

平成2年4月に発足した山辺広域行政事務組合は、国の広域行政圏施策の見直しにより、平成26年3月をもって解散しました。一方、国は新たな地域活性化の取組として「定住自立圏構想」の推進を掲げ、本村においても平成27年3月に天理市を中心市とする「定住自立圏形成協定」を締結し、平成27年9月、天理市、山添村、川西町、三宅町の4市町村による「大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。

施策の方向性

本村は、天理市との「定住自立圏形成協定」において、福祉、教育、産業振興、環境、防災、その他の分野で協定を締結しており、今後は「大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、住民の生活機能を確保し、生活の利便性や地域の魅力向上を図る新たな広域連携を推進します。また、その他の隣接する市町村とも、各分野において必要に応じた連携を図り、生活や産業の振興を図ります。

施策の展開

①定住自立圏形成協定の推進

- 天理市との定住自立圏形成協定を核とする「大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、地域の生活機能を確保し、生活の利便性や地域の魅力向上を図ることを目的とした広域連携を推進します。

②その他の広域連携の推進

- 観光・交流の促進を図るため、隣接する奈良市、伊賀市、名張市等の自治体や関係機関、民間企業等との連携により、広域的な人・情報のネットワークづくりに努めながら、行政の枠を越えた柔軟な事業の展開を図ります。
- 防災や交通、環境等に関する課題への対応を図るため、国や県と連携しながら広域的な取組を推進します。

第7章 住民・行政

1. 人口ビジョン

現状と課題

本村の人口は減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）によると、現状の人口推移から予測される平成52年（2040年）の人口は2,036人、平成72年（2060年）の人口は1,112人と算出されています。本村では、この人口減少に歯止めをかけるため、平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に、めざす将来人口を示す「山添村人口ビジョン」と、それを実現するための5年間の目標と取組を示す「山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

施策の方向性

平成27年度に策定した「山添村人口ビジョン」において、本村は平成52年（2040年）の目標人口を3,000人と設定しています。この目標人口の実現をめざし、「山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、総合的かつ積極的な取組を推進します。

施策の展開

①人口ビジョン達成に向けての取組

- 「山添村人口ビジョン」において定めた本村の平成52年（2040年）の目標人口3,000人を維持するため、転出の抑制と本村への移住を促進するための取組を推進します。
- 平成42年（2030年）までに本村の合計特殊出生率を2.1とすることを目標に、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

②まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

- 「山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において定めた「小さくても輝き、未来へ続く村づくり」を実現するため、「生きいきと働ける村をつくる」「山添村の地域資源を生かし、賑わいのある村をつくる」「出産・子育てがしやすい、未来へ続く村をつくる」「安心して住み続けられる村をつくる」の4つの基本目標の下、各施策を積極的に推進します。

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当

2. 行財政運営

現 状 と 課 題

本村では、各課・関係機関の連携強化によるワンストップ窓口サービスの推進や、行政相談等の定期的な開設により、行政サービスの向上に努めています。また、事務事業評価を実施し、事業の有効性等の検証や行政コスト削減の取組を展開していますが、更なる効率化に向け、今後は公共施設等の適切な管理運営等を行うためのマネジメント強化が必要です。

財政については、年度ごとに明確な基本方針の下、事業効果を重視した予算編成を行うとともに、経常経費等の節約の意識付けを行っています。

施策の方向性

平成29年度に予定している新庁舎完成を期に、ワンストップ窓口サービス等の行政サービスの充実を図るとともに、公共施設等のマネジメント強化により、行政コストの削減に取り組めます。

また、コスト削減と成果重視の行政サービスを継続して展開するとともに、「最小の経費で最大の効果」を基本とした財政運営に取り組めます。

施策の展開

①行政サービスの向上

- 新庁舎完成を機に、1か所でそれぞれの手続きが済ますことのできるワンストップ窓口を設置し、サービスの向上を図ります。
- 行政相談等の機会を定期的に設け、多様化・複雑化する各種相談について、専門相談員による相談機会の充実に努めるとともに、各課や関係機関・団体等が連携し、住民が気軽に相談できる体制の構築を進めます。

②行政改革の推進

- 本計画に基づく実施計画を定期的に策定し、事業の計画的な実行と進行管理・検証に努めます。
- 事務事業評価により、事業の有効性の検証と行政コスト削減の取組を推進するとともに、職員の能力の向上と意識改革、成果重視の行政運営を展開します。
- 職員の意識改革を図り、職員定数管理の適正化と適材適所への配置を推進します。
- 高齢化、少子化、情報化に対応する横断的で柔軟な機動性のある組織や機構の在り方を求めています。
- 簡素で効率的な行政システムを確立するため、人員配置や事務事業の見直し、電算処理の高度化を進めます。
- 公の施設の管理運営にあたっては、可能な限り民間等に委任することも視野に入れ、指定管理者制度の導入や民間ノウハウを活用した効率的な運営に努めます。
- 地方分権の進展に対応し、政策形成能力の向上を図るため、多様な知識、技能を習得した人材の確保を図るとともに、関係機関等との連携により、高度な職員研修の推進に努めます。

③健全な財政運営

- 年度ごとに明確な基本方針の下、事業効果を重視した予算編成を行うとともに、職員への経常経費等節約の意識付けに努めます。
- 的確な中期財政シミュレーションを策定するとともに、本計画の各種施策については、優先順位に基づく選択を行いながら、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹した予算編成システムを構築します。
- 既存産業の振興や新規産業の誘致・育成等による自主財源の確保に努めます。
- 使用料・手数料等については、サービスの対象や内容に応じた受益者負担の適正化と公正化に努めます。
- 村債の発行の抑制や繰上償還等、公債費の削減に取り組みます。

④公共施設等のマネジメント強化

- 「山添村公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ長期的な観点による管理運営・活用・再整備等のマネジメントを行い、効率的で適切な施設管理に努めます。



第4部 資料編

第1章 諮問・答申

1. 山添村総合計画策定についての諮問

山 添 総 第 138号

平成27年10月21日

山添村総合計画審議会

会長 平 田 捷 也 様

山添村長 窪 田 政 倫

山添村総合計画策定について（諮問）

山添村総合計画の策定について、山添村「総合計画」審議会条例の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2. 山添村総合計画策定についての答申

平成28年2月10日

山添村長 窪 田 政 倫 様

山添村総合計画審議会
会長 平 田 捷 也

山添村総合計画について（答申）

平成27年10月21日付け、山添総第138号で諮問のありました「山添村総合計画」について、本審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、下記の意見を付して答申します。

なお、計画の推進にあっては、この答申の趣旨を十分に住民に周知され、『小さくても輝き みなさんと共に「いい村」づくり』の実現に向け、住民と共に実現性の高いむらづくりに最大の努力をされることを期待します。

記

1. 本計画の内容を分かりやすく村民に周知するとともに、計画の推進にあっては広く村民の理解と協力を得ること。
2. 災害に強いむらづくり、生活のしやすいむらづくり、教育・福祉と健康のむらづくりなどを掲げた基本的視点に立ち、村民の積極的な参画を得て、その実現に最大限の努力をされたい。
3. 全国的な人口減少や少子高齢化の一層の進行により国では「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、本村においても「総合戦略」が策定されるが、これからも我が国の経済・社会情勢が変化していく中で、本計画に掲げられた将来像を実現するに当たり、国や県の支援等により限られた財政のもと計画的な財政運営により、総合戦略とともに速やかに計画を実施されたい。

第2章 審議会

1. 山添村「総合計画」審議会条例・運営要綱

(1) 山添村「総合計画」審議会条例

平成7年7月24日

山添村条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、山添村「総合計画」審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ山添村総合計画の策定に関する事項等について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村議会の議員
- (2) 村教育委員会の委員
- (3) 村農業委員会の委員
- (4) 村内の公共的団体の代表者
- (5) 知識経験を有する者
- (6) その他村長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再選を妨げない。

2 前条第2項第1号から第4号の委員は、委員として委嘱を受けるべき地位を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 山添村「村づくり」審議会条例（昭和59年7月山添村条例第21号）は、廃止する。

附 則（平成13年条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(2)山添村「総合計画」審議会運営要綱

山添村「総合計画」審議会の運営については、山添村「総合計画」審議会条例（平成7年1月山添村条例第1号。以下「条例」という。）で定めるもののほか本要綱によるものとする。

【部会の構成等】

- 1 条例第7条の規定に基づき、次に掲げる部会を置く。
 - 保健・福祉部会
環境保全、上下水道、環境衛生、保健、医療、福祉 など
 - 経済・建設部会
道路・交通、農林業、商工業、新規産業、雇用・就労、観光、交流 など
 - 総務・教育部会
安全・安心、情報・通信、学校教育、生涯学習、スポーツ、歴史・文化、人権、地域内連携、広域連携、人口ビジョン、行財政運営 など
- 2 部会は、会長が指名する委員で組織するものとし、委員はいずれかの部会に所属する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が会議にはかって選任する。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会で報告する。
- 6 部会長は、当該所属委員のうちからあらかじめその代理者を指名する。
- 7 必要に応じ会長、副会長及び部会長をもって調整会議を開くものとする。

【参与】

- 1 審議会の機能を円滑にするため本会に参与を置くことができる。

2. 山添村「総合計画」審議会委員名簿

(◎：審議会会長 ○：審議会副会長 ◆：部会長)

区 分	所属・役職等	氏 名	担当部会	任 期
村議会議員	総務常任委員会 委員長	永谷 義博	経済・建設	平成27年10月21日～
	文教厚生常任委員会 委員長	◆下川 俊文	保健・福祉	平成27年10月21日～
	むらづくり特別委員会 委員長	大谷 敏治	総務・教育	平成27年10月21日～
教育委員会 委員	委員長	前川 良基	総務・教育	平成27年10月21日～
農業委員会 委員	副会長	溝井 一典	経済・建設	平成27年10月21日～
各種団体 代表者	区長会 会長	福森 忠光	総務・教育	平成27年10月21日 ～平成28年1月7日
	〃	奥西 真一	-	平成28年1月8日～
	区長会 副会長	谷 充	経済・建設	平成27年10月21日 ～平成28年1月7日
	〃	今中 保文	-	平成28年1月8日～
	区長会 副会長	浦久保幸則	保健・福祉	平成27年10月21日 ～平成28年1月7日
	〃	田中 清次	-	平成28年1月8日～
	山添村森林組合 代表理事 組合長	北村 義嗣	経済・建設	平成27年10月21日～
	山添村商工会 会長	大谷 隆男	経済・建設	平成27年10月21日～
	山添村消防団 団長	新瀬 喜光	総務・教育	平成27年10月21日～
	山添村青年団 団長	上久保慎也	保健・福祉	平成27年10月21日～
	山添村主任児童委員	奥本まち代	保健・福祉	平成27年10月21日～

各種団体 代表者	山添村更生保護女性会 会長	山口 康子	総務・教育	平成27年10月21日～
	山添村老人クラブ連合会 会長	奥中 彌弘	保健・福祉	平成27年10月21日～
	山添村茶生産組合 青年部 部長	東 正章	経済・建設	平成27年10月21日～
	社会福祉法人山添村社会 福祉協議会 会長	◎平田 捷也	保健・福祉	平成27年10月21日～
	山添村観光協会 副会長	◆福井 新成	経済・建設	平成27年10月21日～
	藤井歯科 院長	藤井 康伯	保健・福祉	平成27年10月21日～
	奈良県農業協同組合山添 営農経済センター 所長	花瀬 光白	経済・建設	平成27年10月21日～
	奈良県広域消防組合 山添消防署 署長	榊田 満秋	総務・教育	平成27年10月21日～
	山添村立山添中学校 校長	山本 喜弘	総務・教育	平成27年10月21日～
	株式会社南都銀行 名阪針支店 支店長	俵畑 敏	総務・教育	平成27年10月21日～
公募委員		○辰巳 政幸	保健・福祉	平成27年10月21日～
		◆今出 好昭	総務・教育	平成27年10月21日～
参与	奈良県議会議員	新谷 紘一	-	平成27年10月21日～

第3章 策定経過

年 月 日	概 要
平成27年 7 月～ 8 月	住民意識調査の実施（村内在住500人対象）
平成27年 8 月20日	第 1 回山添村総合計画策定委員会の開催 ・ 総合計画策定方針決定
平成27年 8 月～ 9 月	第 3 次総合計画の検証
平成27年 9 月24日	第 2 回山添村総合計画策定委員会の開催 ・ 住民意識調査の結果について ・ 第 4 次総合計画（構成案）について
平成27年10月20日	第 3 回山添村総合計画策定委員会の開催 ・ 第 4 次総合計画（構成案）について
平成27年10月21日	第 1 回総合計画審議会の開催 ・ 総合計画について諮問 ・ 総務・教育部会、経済・建設部会、保健・福祉部会の設置
平成27年11月 9 日	第 1 回調整会議の開催
平成27年11月24日 ～11月27日	第 1 回部会の開催 （総務・教育部会、経済・建設部会、保健・福祉部会） ・ 第 3 次総合計画実施状況調査の報告 ・ 第 4 次総合計画「現状と課題」「施策の方向性」について審議
平成27年12月15日	第 2 回調整会議の開催
平成27年12月18日	第 4 回山添村総合計画策定委員会の開催 ・ 第 4 次総合計画（基本計画案）について
平成27年12月21日 ～12月22日	第 2 回部会の開催 （総務・教育部会、経済・建設部会、保健・福祉部会） ・ 第 4 次総合計画「施策の大綱」「基本計画」について審議
平成28年 1 月14日	第 3 回調整会議の開催
平成28年 2 月10日	第 2 回総合計画審議会の開催 ・ 総合計画について答申
平成28年 3 月14日	第 4 次総合計画 村議会提案 可決

山添村第4次総合計画

平成28年3月

発行：奈良県山添村 編集：山添村総務課

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大西151番地
TEL：0743-85-0041 FAX：0743-85-0219